

---

# 茨城県国土利用計画(第四次)

---

平成 21 年 3 月



# 茨城県国土利用計画（第四次）

平成 21 年 3 月 19 日 茨城県議会議決  
平成 21 年 3 月 19 日 決 定  
平成 21 年 3 月 30 日 公 表

## 目 次

前文	5
第 1 章 県土利用の現状と基本的条件の変化	6
1 県土利用の現状	6
( 1 ) 県土の概要	
( 2 ) 土地利用の動向	
2 県土利用をめぐる基本的条件の変化	9
( 1 ) 人口減少・高齢社会の急速な進展	
( 2 ) 持続可能な地域形成の必要性	
( 3 ) 広域交通ネットワークの形成	
( 4 ) 安全・安心な暮らしの確保の必要性	
( 5 ) 環境問題への具体的な取組の必要性	
( 6 ) 地域での創意工夫ある取組の必要性	
第 2 章 県土の利用に関する基本構想	12
1 県土利用の基本目標	12
2 県土利用の基本方針	13
( 1 ) 県土の有効利用と土地需要の量的調整	
( 2 ) 県土利用の質的向上	
( 3 ) 活力ある県土利用	
( 4 ) 県土利用の総合的なマネジメント	
3 利用区分ごとの県土利用の基本方向	16
( 1 ) 農用地	
( 2 ) 森林	
( 3 ) 原野	
( 4 ) 水面・河川・水路	
( 5 ) 道路	
( 6 ) 宅地	
( 7 ) その他の土地利用の基本方向	

第3章 県土の利用区分ごとの規模の目標	20
1 目標年次	20
2 規模の目標と目標設定の考え方	20
(1) 農用地	
(2) 森林	
(3) 原野	
(4) 水面・河川・水路	
(5) 道路	
(6) 宅地	
(7) その他	
付記 市街地(人口集中地区)	
第4章 地域別の県土利用の方向	23
1 地域区分	23
2 地域別の県土利用の基本方向	24
(1) 県北山間地域	
(2) 県北臨海地域	
(3) 県央地域	
(4) 鹿行地域	
(5) 県南地域	
(6) 県西地域	
3 地域別利用区分ごとの規模の目標	36
第5章 計画を実現するための措置	38
1 県土利用の質的向上の促進	38
(1) 県土の保全と安全性の確保	
(2) 環境の保全と美しい県土の形成	
2 活力ある県土利用の促進	42
(1) 広域交通ネットワークの活用	
(2) 既存ストックの有効活用	
(3) 持続可能な地域形成	
(4) 県域を越えた交流・連携	
3 県土の有効利用の促進	44
(1) 利用区分ごとの有効利用の促進	
(2) 土地利用転換の適正化	
4 県土利用の総合的なマネジメントの推進	48
(1) 国土利用計画法等の適切な運用	
(2) 市町村及び多様な主体との連携・協働	
(3) 県土に関する調査の推進及び成果の普及促進	
(4) 指標等の活用による本計画の総合的な点検	
(参考) 県土利用の質的向上等に関する参考指標	50



## 前 文

この計画は、国土利用計画法第7条の規定に基づき、国が定める国土利用計画（全国計画）を基本とし、本県の区域における国土（以下「県土」という。）を対象に、その利用に関する基本的な事項を定めるものであり、市町村が定める国土利用計画（市町村計画）及び茨城県土地利用基本計画の基本となるものである。

この計画は、新茨城県総合計画「元気いばらき戦略プラン」（以下「新茨城県総合計画」という。）に示された基本方向とも軌を一にするものであり、県土の利用に関する行政上の指針となるものである。

なお、この計画は、今後の県土の利用をめぐる社会経済の大きな変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

# 第1章 県土利用の現状と基本的条件の変化

## 1 県土利用の現状

### (1) 県土の概要

本県は、関東地方の北東部に位置し、首都東京からおよそ35～160km圏にあり、東は太平洋に面し、北は福島県、西は栃木県、南は千葉県及び埼玉県に接している。

県土面積は、平成17年で約609,600haを有し、国土の約1.61%を占めており、そのうち可住地面積<sup>1</sup>は397,597haで、全国第4位の広さである。

本県の土地利用割合は、農用地が29.2%、森林が31.1%、宅地が11.5%、水面・河川・水路が8.8%、道路が6.7%、その他が12.7%となっている。本県は、平坦地が非常に多いことから、全国と比較するとその土地利用割合は、森林が低く、それ以外の農用地、水面・河川・水路、道路、宅地、その他は高い。特に農用地面積は、全国第2位の広さである。

平成4年から平成17年までの県土利用の変化を見ると、宅地やその他の増加が大きい一方で農用地の割合が低下している。

表1 本県の土地利用の現状

区分	平成4年 (ha)	平成17年		H17/H4比率 (%)
		(ha)	構成比(%)	
農用地	195,500	177,900	29.2	91.0
農地	195,000	177,200	29.1	90.9
採草放牧地	500	700	0.1	140.0
森林	194,100	189,300	31.1	97.5
原野	100	100	0.0	100.0
水面・河川・水路	53,900	53,700	8.8	99.6
道路	37,700	41,100	6.7	109.0
宅地	59,400	69,800	11.5	117.5
住宅地	37,100	43,400	7.1	117.0
工業用地	8,200	8,300	1.4	101.2
その他の宅地	14,100	18,100	3.0	128.4
その他	68,600	77,700	12.7	113.3
合計	609,300	609,600	100.0	100.0

1 平成4年は、前計画における基準年次、平成17年は、前計画における目標年次

2 その他の宅地：主に商業・サービス・業務などの施設用地

3 その他：公共・公益施設用地、レクリエーション施設用地、耕作放棄地など

<sup>1</sup> 可住地面積：農地や道路も含め、居住地に転用可能な既開発された面積の総計。可住地面積＝総面積－（林野面積＋主要湖沼面積）

## (2) 土地利用の動向

### ア 農用地

本県は全国屈指の農業産出額を有し、首都圏の食料生産基地としての役割を果たしている。平坦な地形を活用し、総じて低地部では水田が、丘陵部や台地部では畑作が展開されている。

農地面積は平成4年以降、一貫して減少しており、土地利用区分の中では最も減少率が大きく、平成17年時点では田が101,200ha、畑が76,000ha、計177,200haとなっている。

### イ 森林

本県の森林地域は、県域の北部から北西部の山地部にかけての山岳林<sup>1</sup>と広大な平野部に点在する平地林<sup>2</sup>で構成されている。

森林面積は平成4年以降、減少傾向にあり、平成17年時点では189,300haとなっているが、土地利用区分の構成比では農用地を上回っている。

外国産の木材の輸入増大等による林業の停滞や森林所有者の森林管理意欲の低下などにより、荒廃森林の増大が懸念されている。

### ウ 原野

本県の原野は100haで、大部分が雑草・低木が生える荒地や湿地となっている。近年の自然保護への県民意識の高まり等により、その希少性が注目され、土地利用転換の抑制の機運が高まりつつある。

### エ 水面・河川・水路

全国第2位の面積の霞ヶ浦と、利根川をはじめとする多くの大小河川を有する本県の水面・河川・水路の面積は、平成17年時点で53,700haとなっている。

治水・利水<sup>3</sup>対策を進める一方で、水田の面積減少に伴う水路の面積減少がみられるが、近年は概ね横這いの傾向にある。

### オ 道路

可住地面積が広く、北海道に次ぐ道路総延長を有する本県の道路面積は、平成17年時点で41,100haとなっている。

生活利便性の向上、地域の活性化、地域産業の振興等を図るため、高規格幹線道路<sup>4</sup>や生活道路、農道、林道等の整備が進められているなど増加傾向にある。

---

<sup>1</sup> 山岳林 : 周囲よりも高く盛り上がった地形や場所で、かつ、平地と比べ傾斜した地形から成る地域に所在する森林。

<sup>2</sup> 平地林 : 平坦部及び都市近郊に所在し、通称平地林あるいは都市近郊林と呼ばれる森林。具体的には、標高300m以下で、傾斜15度未満の土地が75%以上占める市町村に賦存する森林。

<sup>3</sup> 治水・利水 : 洪水による氾濫から人々の生命と財産を守るため、ダムや放水路、遊水地、調節池、築堤、護岸整備などを行うことを治水といい、生活用水、工業・農業用水、発電などに必要な水を貯留しておいたダムから放流し、生活の安定・向上を図ることを利水という。

<sup>4</sup> 高規格幹線道路 : 全国的な自動車交通網を形成する自動車専用道路。高速自動車国道と一般国道の自動車専用道路がある。

## カ 宅地

都市化の進展，世帯数の増加等に伴い，宅地面積は平成 17 年時点で 69,800ha となっている。

住宅地は，平成 4 年以降，増加傾向が続いており，工業用地については，県内外から企業立地が進んでいる。

その他の宅地においては，幹線道路沿いなどの一部の地域で商業用地の増加がみられる。

## キ その他

公共・公益施設やレクリエーション施設用地，耕作放棄地<sup>1</sup>など，その他の面積は平成 17 年時点で 77,700ha となっている。

その他の土地利用のうち，公共・公益施設用地については，生活の質的向上や高齢社会への対応などを図るため，公園・緑地，社会教育施設，社会福祉施設等の整備が進められている。

---

<sup>1</sup> 耕作放棄地：以前耕地であったもので，過去 1 年間以上作物を栽培せず，かつ今後数年の間に再び耕作するはっきりした意思のない土地。



## 2 県土利用をめぐる基本的条件の変化

### (1) 人口減少・高齢社会の急速な進展

人口減少社会の到来と急速な高齢化の進展の中で、総世帯数の増加や一部の利便性の高い地区における人口増加に伴う土地需要が当面はみられるものの、全体としては市街化の圧力が弱まり、農地、森林から宅地等への土地利用転換が鈍化することが見込まれる。

また、市街地の人口密度の低下や低未利用地の増加が進み、中心市街地の空洞化が顕在化しており、農村部においても耕作放棄地や荒廃森林等の増加が懸念される。

人口減少と高齢化は、土地需要の減退をもたらすだけでなく、地域コミュニティ<sup>1</sup>の弱体化等により、県土の管理水準の低下をもたらす懸念がある。

### (2) 持続可能な地域形成の必要性

可住地面積が広い本県では、従来から一部の都市に人口が極端に集中することなく、市街地が点在する分散型の地域構造が形成されてきた。こうした状況の中で、市街地の低未利用地や都市基盤<sup>2</sup>が十分に活用されないままに拡散型の土地利用が多くなされてきた。このため、今後、人口減少社会の進展により、社会資本の整備や維持管理が効率的に行えなくなるとの懸念が生じている。

また、本県ではマイカー依存型社会の形成に伴い、公共交通が弱体化し、多くの交通弱者にとっては、移動手段の確保が大きな課題となりつつある。

持続可能な地域形成に向け、こうした課題に対応した土地利用が求められている。

### (3) 広域交通ネットワークの形成

本県では、経済活動のグローバル化や社会生活の広域化が進展する中、活力の維持・向上を図るため、つくばエクスプレスのほか、北関東自動車道<sup>3</sup>、首都圏中央連絡自動車道<sup>4</sup>等の高規格幹線道路や茨城港<sup>5</sup>常陸那珂港区、平成 21 年度供用予定の茨城空港な

- 
- <sup>1</sup> 地域コミュニティ : 共同活動や交流などを通じて、住みよい環境づくりを目指す地域住民の共同体。
- <sup>2</sup> 都市基盤 : 道路、鉄道、公園など、都市の骨格を形成し、円滑な都市活動を確保し、良好な環境を維持するための施設。
- <sup>3</sup> 北関東自動車道 : 群馬県高崎市を起点とし、茨城県ひたちなか市に至る延長約 150km の高速道路。茨城・栃木・群馬 3 県の主要都市と茨城港常陸那珂港区を連結し、首都圏物流体系の再編や、北関東の沿線地域の交流と連携を促進して、新たな経済文化圏の創造に寄与することが期待されている。栃木～茨城県区間は平成 20 年 12 月に全線開通し、群馬～栃木県区間は平成 23 年度の全線開通に向け整備が進められている。
- <sup>4</sup> 首都圏中央連絡自動車道 : 都心からおよそ 40～60km の位置に計画されている延長約 300km の高速道路。横浜、厚木、八王子、川越、つくば、成田、木更津などの中核都市を相互に結ぶことにより、首都圏に地域の核となる都市群を形成するとともに、東名高速道路、中央自動車道、関越自動車道、東北自動車道、常磐自動車道、東関東自動車道等の放射幹線道路との接続により、首都圏の交通混雑の緩和や環境改善、経済効率の向上等の整備効果が期待される。現在、つくば JCT～阿見東 IC 間の約 14km が供用しており、阿見東 IC～稲敷 IC 間が平成 20 年度に、つくば JCT～(仮)つくば IC 間が平成 21 年度の供用開始を目指し、整備が進められている。平成 24 年度には本県内区間の全線開通が予定されている。
- <sup>5</sup> 茨城港 : 日立港、常陸那珂港及び大洗港の 3 港については、相互に連携した港づくりを進めるため、平成 20 年 12 月に統合されて、茨城港と名称が改められ、各港は、茨城港日立港区、茨城港常陸那珂港区、茨城港大洗港区となった。

どの陸・海・空の広域交通ネットワークの整備が進展している。本計画期間内において、この広域交通ネットワークが概成する見通しであることから、これまで以上に広域交通ネットワークを活用した土地利用を図ることにより、東京圏<sup>1</sup>や近隣県との人やものの活発な交流や新たな産業の立地、地域間の連携、二地域居住<sup>2</sup>などが進展するものと期待される。

#### (4) 安全・安心な暮らしの確保の必要性

近年、風水害・地震などの自然災害の増加や農山漁村における森林・河川などの県土の管理水準の低下、地域コミュニティの弱体化などが懸念される中、県土の安全性に対する要請が高まっている。

農山漁村地域は、水源の涵養<sup>3</sup>、安全な食料の確保や供給において重要な役割を担っており、また、都市部では、都市災害のリスクも高まっていることなどから、適切な県土管理や安全・安心な暮らしを支える土地利用の展開が求められている。

一方、中国やインド等における食料需要の増大、バイオ燃料<sup>4</sup>の原料としての食料以外の需要の増大、地球規模の気候変動の影響といった中長期的に継続すると考えられる構造的要因により、国際的な食料事情が不安定化する中、国民への食料の安定供給を図っていくためには、限りある農用地の確保とその最大限の有効利用を推進することが不可欠となっている。

#### (5) 環境問題への具体的な取組の必要性

地球温暖化<sup>5</sup>が進行し、温室効果ガス<sup>6</sup>の排出削減が急がれる状況の中、地球規模での生態系の危機等、自然界の物質循環<sup>7</sup>への負荷の増大に伴って生じる諸問題は、生存基盤である地球環境に取り返しのつかない影響を及ぼすに至っており、次の世代への影響も懸念されている。

そのため、特に地球温暖化対策においては、革新的技術開発や新エネルギーの導入、省エネルギー、廃棄物の3R<sup>8</sup>の推進など、長期的・継続的な温室効果ガスの排出削減対策を図ることにより、生活の豊かさの実感と二酸化炭素排出削減を同時に達成でき

---

<sup>1</sup> 東京圏 : 東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県の上野東京圏の地域。

<sup>2</sup> 二地域居住 : 都市住民が多様なライフスタイルを実現する手段の一つとして、農山漁村地域等において、中長期的・定期的・反復的に滞在することなどにより、当該地域との一定の関係を持ちつつ、都市の住居に加えた生活拠点を持つこと。

<sup>3</sup> 涵養(かんよう) : 地表の水(降水や河川水)が帯水層に浸透し、地下水が供給されること。

<sup>4</sup> バイオ燃料 : バイオマス(生物由来の資源)を原料とした燃料であり、新たな燃料用エネルギーとして注目されている。サトウキビ、とうもろこし、廃木材などのバイオマスを発酵し、蒸留して作られる植物性のバイオエタノールや植物油、廃食用油等の油脂を化学処理して作られるバイオディーゼル燃料等がある。

<sup>5</sup> 地球温暖化 : 人の活動に伴って発生する温室効果ガスの大気中の濃度が増加することにより、地球全体として、地表及び大気の温度が追加的に上昇する現象。

<sup>6</sup> 温室効果ガス : 大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより温室効果をもたらす気体の総称。二酸化炭素、メタン、対流圏オゾン、水蒸気などが該当する。このうち、水蒸気を除く気体は人の活動に伴って増加しており、地球温暖化の原因物質として知られている。

<sup>7</sup> 物質循環 : 生態系の中で、特定の物質が生物界と非生物界の間を循環すること。

<sup>8</sup> 3R : Reduce(リデュース)=発生抑制, Reuse(リユース)=再使用, Recycle(リサイクル)=再生利用の三つの頭文字をとったもの。

る低炭素社会<sup>1</sup>づくりが重要となっている。

県土の利用においても、環境負荷の軽減や自然の保全・再生など、循環と共生を重視した土地利用が強く求められている。

#### ( 6 ) 地域での創意工夫ある取組の必要性

近年、地域に根ざした歴史的・文化的風土の保存、良好なまちなみや自然景観の維持・形成等にあたって、地域住民やNPO等が連携し、県土管理に取り組む事例がみられるようになった。

また、地域間の交流・連携が進む中で、霞ヶ浦の再生や森林づくり活動等への都市住民の参加など地域外の様々な人や団体が関与する状況もみられる。

こうした地域の土地利用に自らも関わりたいという意識の高まりや、土地利用諸制度に係る地方分権の進展などを踏まえ、地域の様々な土地利用課題に適切かつ柔軟に対応していくためには、地域での創意工夫ある取組が求められている。

---

<sup>1</sup> 低炭素社会 : 経済発展を妨げることなしに、温室効果ガス排出を大幅削減した社会。究極的には、温室効果ガスの排出を自然が吸収できる量以内にとどめる(カーボン・ニュートラル)社会を目指す。

## 第2章 県土の利用に関する基本構想

### 1 県土利用の基本目標

県土は、生活や生産といった諸活動の基盤であり、県民共通の財産であるが、人口減少・高齢社会の急速な進展や、安全・安心な暮らしの確保、環境問題への具体的な取組の必要性など、県土をめぐる状況は大きく変化している。

県土が現在と将来の県民のための限られた資源であることに鑑み、これらの基本的条件の変化や、それに伴う土地利用上の課題に対応した県土利用を進め、良好な生活環境の確保と県土の更なる発展を目指すものとする。

特に、本県では、平坦な地形を背景として市街地が点在しており、モータリゼーション<sup>1</sup>の進展とも相まって市街地の低密度化や都市機能の拡散立地が進行している。

人口減少・高齢社会の急速な進展の中で、こうした拡散型の土地利用を放置した場合、都市基盤の維持更新コストの増大や、生活関連サービスの低下、地域コミュニティの活力低下、公共交通の維持困難、高齢者の生活利便性の低下など、様々な影響が懸念される。

このため、持続可能な地域形成に向け、地域の特性に応じて、生活に必要な都市機能の確保を図ることを基本としつつ、中長期的には拡散型土地利用を抑制し、公共交通を軸とした「暮らしやすい集約型土地利用」へ転換を図っていくこととする。

また、時代の潮流の変化を展望し、活力ある住みよいいばらきづくりが展開される場として、県内外の交流・連携の活発化などにより、県土の魅力を総合的に向上させるよう努めつつ、その有効利用と適切な維持管理及び質的向上を図るものとする。

さらに、土地需要の量的調整において、県土の利用目的に応じた区分（以下「利用区分」という。）ごとに再利用を図りながら、地域の合意形成のもとに土地利用転換を行うなど一連のプロセスを管理することや、多様な主体や幅広い世代が県土管理に参画する取組を促進することなど、県土利用を総合的にマネジメントすることが重要であり、次代を担う子供たちの豊かな感性や創造性を育む、豊かな自然や美しい景観をもった県土をつくることによって、より良い状態で県土を次世代に引き継ぐものとする。

<sup>1</sup> モータリゼーション：日常生活における自動車利用の一般化。自動車使用の普及。

## 2 県土利用の基本方針

本計画では、本格的な人口減少社会の到来や急速な高齢化の進展等諸課題に対応した県土利用の基本目標の実現に向けて、(1) 県土の有効利用と土地需要の量的調整、(2) 県土利用の質的向上、(3) 活力ある県土利用、(4) 県土利用の総合的なマネジメントの4項目に関する基本方針を定める。

### (1) 県土の有効利用と土地需要の量的調整

都市的土地利用<sup>1</sup>については、拡散型土地利用から地域の特性に応じた集約型土地利用への転換を図るという方針のもと、土地の高度利用、低未利用地の有効利用の促進により、都市機能の集約・効率化を図るとともに、無秩序な都市機能の拡散を抑制するなど、計画的に良好な市街地の形成と再生を図る。

特に、今後、高度経済成長期に整備された社会資本が本格的な更新時期を迎えることから、その適切な更新・長寿命化を図り、それらの既存ストックを十分に活用した土地利用を行う。

一方、農林業的土地利用を含む自然的土地利用<sup>2</sup>については、今後も減少傾向が続くことが見込まれるものの、食料の自給力<sup>3</sup>向上と安定供給、地球温暖化の防止、自然循環システムの維持等の機能や農林業の生産活動とゆとりある生活環境の場としての役割に配慮しつつ、農用地、森林等の有効利用と適正な保全を図るとともに、耕作放棄地等の適切な利用と発生防止に取り組むことなどにより、減少傾向を抑制する。

また、農用地、森林、宅地等相互の土地利用の転換については、土地利用の可逆性が容易でないこと、生態系をはじめとする自然の様々な循環系や景観に影響を与えること等に鑑み、慎重な配慮の下で適切に行う。

### (2) 県土利用の質的向上

県土利用の質的向上に関しては、県土利用の質的側面をめぐる状況の変化を踏まえ、「安全で安心できる県土利用」、「循環と共生を重視した県土利用」、「美しくゆとりある県土利用」などの観点を基本とする。

#### ア 安全で安心できる県土利用

災害に対する地域ごとの特性を踏まえた適正な県土の利用を基本としつつ、被災時の被害の最小化を図る「減災」の考え方も踏まえ、生産機能など社会的機能の適正な配置、防災拠点の整備、オープンスペース<sup>4</sup>の確保、建築物やライフライン<sup>5</sup>施設の耐震

<sup>1</sup> 都市的土地利用 : 住宅地、工業用地、事務所、店舗用地、一般道路等、主として人工的施設による土地利用をいう。

<sup>2</sup> 自然的土地利用 : 農林業的土地利用に、森林、水面、河川、海浜など自然環境の保全を旨として維持すべき土地利用を加えたものをいう。都市的土地利用以外の土地利用を総称したものをいう。

<sup>3</sup> 食料の自給力 : 国内で消費される食料を国内産でまかなうことができる能力。日本の食料自給率は平成17年度カロリーベースで40%であり、本県の場合は、全国レベルを大きく上回る72%である。(全国のカロリーベース食料自給率(%) = 国民1人・1日当たり国産熱量 / 国民1人・1日当たり供給熱量 × 100、都道府県別カロリーベース食料自給率(%) = 各都道府県民1人・1日当たり各都道府県産熱量 / 各都道府県民1人・1日当たり供給熱量 × 100)

<sup>4</sup> オープンスペース : 公園、歩道、自転車道、施設敷地内空地など公開性が確保され、立ち入ることができる空間。

<sup>5</sup> ライフライン : 電気、水道、ガス、電話など日常生活に不可欠な線や管で結ばれたシステムの総称。

化，水系の総合的管理，農用地の管理保全，森林の持つ県土保全機能の向上等を図ることにより，県土の安全性を総合的に高める。

また，我が国の食料供給力強化の重要性の高まりなどを踏まえ，安全な農林水産物の安定供給など消費者から信頼される産地づくりを進めるとともに，身近な暮らしの安全を確保するため，道路，公園，駐車場など防犯の視点に配慮した安全なまちづくりに努める。

## イ 循環と共生を重視した県土利用

人間活動と自然とが調和した物質循環の維持，流域における水循環<sup>1</sup>と県土利用の調和，緑地・水面等の活用による環境負荷の低減，都市的土地利用にあたっての自然環境への配慮，原生的な自然地域等を核として県境を越えた視点や生態的なまとまりを考慮したエコロジカル・ネットワーク<sup>2</sup>の形成による自然の保全・再生・創出などを図ることにより，自然のシステムにかなった県土利用を進める必要がある。

特に，低炭素社会を目指し，太陽光発電や電気自動車，二酸化炭素回収・貯留など革新的技術の利用を促進するとともに，バイオマス<sup>3</sup>の循環利用や二酸化炭素吸収源としての森林等の保全・整備など，農林水産分野における温室効果ガス排出削減に取り組むほか，公共交通機関の利用促進や集約型土地利用への転換，モーダルシフト<sup>4</sup>の推進など，低炭素型の都市・地域づくりを進める。

## ウ 美しくゆとりある県土利用

美しい農山漁村や落ち着いた都市の景観の毀損，生活環境や自然環境の悪化などが懸念される一方，良好なまちなみ景観の形成や里地里山<sup>5</sup>の保全・再生，自然とのふれあいや心の豊かさ等に対する県民志向が高まっている中で，安全面や環境面も含め，人と自然の営みの調和を図ることにより，美しくゆとりある県土利用をさらに進めていくことが求められている。

このため，景観計画の策定促進などにより，ゆとりある都市環境の形成，幹線道路の沿道景観の保全・再生，農山漁村における緑豊かな環境の確保，歴史的・文化的風土の保存，地域の自然的・社会的条件等を踏まえた個性ある景観の保全・形成などを図る。

- 
- <sup>1</sup> 水循環 : 「降水 土壌水 地下水 地表水(河川・湖沼) 海洋(蒸発 降水)」という連続した自然の水の流れが基本であるが，上水道から家庭・事業所での利用，下水道への排出など人工的な経路もある。水循環は，家庭，集落，河川流域全体など様々なスケールで存在し，これらの重ね合わせにより大きいスケールの水循環が形成されている。
- <sup>2</sup> エコロジカル・ネットワーク : 人と自然の共生を確保していくため，原生的な自然地域等の重要地域を核として，生態的なまとまりとを考慮した上で，有機的につないだ生態系のネットワーク。ネットワークの形成により，野生生物の生息・生育空間の確保，人と自然とのふれあいの場の提供，地球温暖化防止等多面的な機能が発揮されることが期待される。
- <sup>3</sup> バイオマス : 生物資源(bio)の量(mass)を表す概念で，再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。
- <sup>4</sup> モーダルシフト : 交通に関する環境保全対策の分野では，より環境負荷の小さな輸送方式に転換する対策の総称。具体的にはトラックによる貨物輸送から船舶又は鉄道に転換すること。
- <sup>5</sup> 里地里山 : 都市域と原生的自然との中間に位置し，様々な人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域であり，集落をとりまく二次林と，それらと混在する農地，ため池，草原等で構成される地域概念。

### ( 3 ) 活力ある県土利用

人口減少社会の到来や地域間競争の激化など時代の変化の中で、本県が活力を維持し、さらに発展していくためには、北関東自動車道等の高速道路網やつくばエクスプレス等の鉄道網、茨城港等の重要港湾<sup>1</sup>、茨城空港などの陸・海・空の広域交通ネットワークのほか、高度な科学技術や産業の集積、豊かな自然などの「地域資源」を本県の持つ優位性や潜在力として発揮することが重要である。

このため、広域交通ネットワークの整備効果や自然・経済・文化・人的資源などの地域資源を最大限に活用しながら、科学技術創造立国の一翼を担う産業大県<sup>2</sup>づくり、魅力的で質の高いまちづくり、農林水産業や地場産業等の活性化などを推進するとともに、地域間連携や広域的な交流、定住などを促進するための土地利用を図る。

なお、自立した経済圏域の実現や過疎・山間地域の対策、広域地震災害対策、広域観光ルートの形成など都道府県の区域を越えた広域的な対応が必要な課題に対しては、県境を越えた広域連携による取組を進める。

### ( 4 ) 県土利用の総合的なマネジメント

モータリゼーションの進展等による都市的土地利用の拡大、担い手不足等による農林業的土地利用の減少や管理水準の低下などの土地利用上の課題が顕在化している中で、県土の利用を総合的にとらえ、地域ごとの土地利用のマネジメントを行っていくことが重要である。

このため、地域において、県土利用の基本的考え方についての合意形成を図るとともに、慎重な土地利用転換、土地の有効利用と適切な維持管理、県土利用の質的向上などの視点も踏まえ、地域の実情に即して県土利用の諸課題に柔軟かつ能動的に取り組む必要がある。その際、地域ごとに、都市的土地利用と自然的土地利用の適切な配置と組合せにより調和ある土地利用を進める観点から、土地利用の影響の広域性を踏まえ、地域間の適切な調整を図ることが重要である。

さらに、県や市町村による公的な役割の発揮、土地所有者等による適切な管理に加え、地域住民やボランティア等による森林の保全・整備活動等直接的な県土管理への参加のほか、地産地消<sup>3</sup>の推進や緑化活動への募金等間接的に県土管理につながる取組など、多様な主体の参画・連携を促進する。特に、現在退職期を迎えている団塊の世代に対しては、経験・ノウハウ等を活かした地域づくりの担い手として、参画しやすい環境整備を図る。また、次代を担う若い世代には、学校教育や地域活動などを通じて、県土を愛する意識の涵養を図る。

また、国土利用計画（市町村計画）をはじめ、個別規制法に基づく各種県計画、市町村基本構想など、土地利用関係計画等に本計画の趣旨を反映させるとともに、指標

---

<sup>1</sup> 重要港湾 : 港湾法に基づき指定された重要性の高い港湾。全国で 128 港（平成 20 年 4 月現在）が指定されている。

<sup>2</sup> 産業大県 : 競争力にあふれ、これからの日本を産業面でリードするため、茨城県では「産業大県」づくりを推進している。最先端の科学技術や日本有数のものづくり技術、豊富な農林水産物、整備が進む高速道路や茨城空港などの広域交通基盤などを生かし、新産業の創出や商工業の育成、企業立地などを進めることで雇用の場を確保するとともに、元気ある農業の実現を目指している。

<sup>3</sup> 地産地消 : 地域生産地域消費の略語で、地域で生産された農林水産物をその地域で消費すること。

の活用による総合的な点検などによって、県土管理計画（ランド・マネジメント・プラン）としての機能をより高める。

### 3 利用区分ごとの県土利用の基本方向

県土利用の基本方針に基づき、県土の利用目的に応じた農用地、森林、宅地等の利用区分別の基本方向を次のとおりとする。

#### （１）農用地

農用地については、農地法等関係法令の適切な運用を通じて、秩序ある土地利用のもとで優良な農地の確保と整備を図りつつ、意欲ある担い手への農用地の利用集積を促進するとともに、耕作放棄地の発生防止に努める。

その際、優良農地の確保に加え、高付加価値型・集約型農業、兼業農家等における小規模な利用、粗放的管理や作目の変更、市民農園としての利用等も併せ、多様な農用地の利用により農業空間の維持を図る。

また、不断の良好な管理を通じて、安全で質の高い食料の供給のほか、県土の保全や水源の涵養、美しい田園風景の形成などの多面的な機能が発揮できるよう配慮するとともに、環境への負荷の低減に配慮した「エコ農業茨城<sup>1</sup>」の推進を図る。

さらに、市民農園<sup>2</sup>、観光農園等による農業体験や都市と農村の交流を深める場を通じて、地域住民や都市住民等の多様な主体による農用地等の保全や管理への参加を促進する。

#### （２）森林

森林については、木材価格の低下や林業経営費の増大による採算性の悪化等により、間伐<sup>3</sup>等が行われずに管理放棄され、公益的機能<sup>4</sup>の低下が懸念される荒廃した山岳林が増加している。また、平地林や農村集落に隣接する里山林<sup>5</sup>においても、雑木林の利用が減少し、手入れされず放置された森林が増大しており、生活環境保全機能の低下が危惧されている。

このため、木材等林産物の供給、二酸化炭素の吸収、山地災害の防止、水源の涵養、レクリエーションの場の提供、良好な景観の形成等、森林の持つ多面的な機能を将来世代にわたって享受できるよう多様で健全な森林の整備を図り、木を植え、育て、伐

---

<sup>1</sup> 市民農園 : サラリーマン家庭や都市の住民の方々がレクリエーションとしての自家用野菜・花の栽培、高齢者の生きがいづくり、生徒・児童の体験学習などの多様な目的で小面積の農地を利用して野菜や花を育てるための農園のこと。

<sup>2</sup> エコ農業茨城 : エコ農業茨城推進基本計画（平成 20 年 3 月）に基づき各種施策が展開されている。

<sup>3</sup> 間伐 : 立木密度を調整して林木を健全に成長させるため、劣勢木、不用木など林木の一部を伐採することをいう。

<sup>4</sup> 公益的機能 : 水源の涵養、山地災害防止、生活環境保全、保健文化などの機能。

<sup>5</sup> 里山林 : かつて燃料や肥料の採取地として利用されてきた、人間の干渉の大きい農村集落周辺の雑木林のこと。生活様式、農業生産様式の変化から、現在では放置されるケースが増加している。里山林には、人間の持続的な活動と密接に関わる形で多様な動植物が生息しており、生物多様性の観点からその保全が求められている。



採し、木材を有効活用する「緑の循環システム<sup>1</sup>」の構築を目指す。

さらに、平地林や里山林においては、地域住民等による身近な緑としての保全・整備を促進するとともに、貴重な動植物が生息・生育する森林については、次世代へ引き継ぐ財産として、適正な維持と自然環境の保全を図る。

### (3) 原野

原野のうち、湿原、水辺植生、野生生物の生息・生育地等貴重な自然環境を形成しているものについては、生態系及び景観の維持等の観点から保全を基本とし、劣化している場合は再生を図る。

その他の原野については、地域の自然環境を形成する機能に十分配慮しつつ、適正な利用を図る。

### (4) 水面・河川・水路

水面・河川・水路については、水資源の確保、水害防止、農業用排水路の整備等に要する用地の確保を図るとともに、施設の適切な維持管理・更新を通じて、既存用地の持続的な利用を図る。

また、水面、河川及び水路の整備にあたっては、流域の特性に応じた健全な水循環系の構築等を通じ、自然環境の保全・再生に配慮するとともに、生物の多様な生息・生育環境、うるおいのある水辺環境等多様な機能の維持・向上を図る。

なお、霞ヶ浦など湖沼、河川の水質保全については、森林湖沼環境税<sup>2</sup>を活用した浄化対策事業や、霞ヶ浦導水事業<sup>3</sup>などを推進するとともに、流域住民をはじめとした関係者による排出負荷の削減など持続的な取組により、水質の浄化、健全な水循環系の回復を図る。

### (5) 道路

道路については、地域間交流の促進等を図るため、高規格幹線道路等の整備により広域交通ネットワークを形成するとともに、安全で利便性の高い身近な生活道路や円滑な都市交通を確保するための街路などの整備を推進し、それらに必要な用地を確保する。

また、道路ストックの適切な維持管理・更新を通じて、既存施設の持続的な利用を図る。

なお、道路の整備にあたっては、安全性、快適性の向上や防災機能の向上のほか、電気・通信施設、上下水道等の収容機能等の發揮に配慮するとともに、環境の保全に

<sup>1</sup> 緑の循環システム：茨城県では、林業・木材産業の活性化を図るとともに、森林の有する公益的機能が十分に発揮されるよう、「木を植え、育て、伐採し、木材を有効活用する」という「緑の循環システム」を構築するための各種の施策を展開している。

<sup>2</sup> 森林湖沼環境税：森林の保全整備や湖沼などの水質保全に関する事業を目的とする環境目的税。

<sup>3</sup> 霞ヶ浦導水事業：那珂川と霞ヶ浦を那珂導水路、利根川と霞ヶ浦を利根導水路で連絡し、霞ヶ浦等の水質浄化、那珂川、利根川下流の既得用水の安定化と新規都市用水の確保を目的とする流況調整河川事業。

十分配慮する。

一方、農道及び林道については、自然環境の保全に十分配慮しつつ、農林業の生産性の向上及び生活環境の改善を図るために必要な用地を確保する。

## (6) 宅地

### ア 住宅地

住宅地については、成熟化社会にふさわしい豊かな住生活の実現、コンパクトで秩序ある市街地形成の観点から、耐震・環境性能を含めた住宅ストックの質の向上を図るとともに、住生活関連施策との連携を進めながら、良好な居住環境が形成されるよう、既存の社会資本や宅地の有効利用を原則として、必要な用地の確保を図る。

特に、都市部においては、環境の保全に配慮しつつ、土地利用の高度化や低未利用地の有効利用によるオープンスペースの確保、道路の整備など、安全性の向上とゆとりある快適な居住環境の確保を図る。

### イ 工業用地

工業用地については、陸・海・空の広域交通ネットワークや本県独自の地域資源などを活かしながら、企業ニーズに即した優遇措置や事業環境の整備、ターゲットを明確にした戦略的な企業誘致を促進し、工業団地の未分譲用地等の利用促進を図るとともに、広域交通ネットワークの整備進展に対応し、用地を確保する。

また、既存工場の廃止、移転等に伴って生じる工場跡地については、土壌汚染調査や対策を講じるとともに、良好な都市環境の整備や新たな企業の受け皿として有効利用を図る。

### ウ その他の宅地

事務所・店舗用地等その他の宅地については、市街地整備事業の活用による土地利用の高度化・効率化、中心市街地における都市福祉施設の整備や商業の活性化並びに良好な生活環境の形成に配慮しながら、既成市街地の土地の有効利用を図る。

また、郊外の大規模集客施設等については、都市計画法等の適切な運用のもと、都市構造への広域的な影響や地域の合意形成、地域の景観との調和を踏まえた適正な立地に努める。

## (7) その他の土地利用の基本方向

持続可能な地域形成に向けて、市街地については、既成市街地等における都市機能の集積や、計画市街地等の整備水準の高い居住機能など、既存ストックを重点的に活用し、中長期的な観点から人口の集積を図る。

また、古く形成された住宅地等、今後、中長期的に空地や空き家等の発生が予想される地域においては、空地・空き家の適切な管理や、高齢者の生活利便性の確保、防犯・防災対策等良好な居住環境を整備することにより、低未利用地の有効利用を促進する。

一方、公共交通の維持・確保など、地域間交通ネットワークの整備等により、拠点

性を有する複数の市街地や周辺の農山漁村集落の交流・連携を促進し、集落機能の維持・活性化を図るとともに、相互に機能を分担することによって効率的な土地利用を図る。

公共・公益施設用地については、県民生活上の重要性と県民ニーズの多様化、地域間交流の活発化等を踏まえ、環境の保全に配慮して、必要な用地の確保を図る。

また、施設の整備にあたっては、耐震性の確保と災害時における施設の活用に配慮するとともに、施設の拡散を防ぐ観点から空き家・空き店舗等の再生利用やまちなか立地に配慮する。

低未利用地のうち、商業施設跡地や今後新たに見込まれる学校統廃合跡地などについては、再開発や防災・自然再生のためのオープンスペース、公共用施設用地、居住用地、事業用地等としての再利用を図る。

また、耕作放棄地については、所有者に加え、多様な主体による直接的・間接的な参加の促進などにより、地域の状況に応じて農用地としての営農再開を図るほか、市民農園としての利活用、放牧利用、景観作物<sup>1</sup>の植栽等適切な管理によって解消に努める。

沿岸域については、漁業、海上交通、レクリエーション等各種利用への多様な期待があることから、自然的・地域的特性に応じ総合的な利用を図る。また、沿岸域の多様な生態系及び景観の保全・再生等を図るとともに、県土の保全と安全性の向上に資するため、海岸保全施設の整備を図る。

---

<sup>1</sup> 景観作物：農村景観の向上に資する作物のこと。菜の花、レンゲ、コスモス、ひまわりなど。

### 第3章 県土の利用区分ごとの規模の目標

#### 1 目標年次

計画の目標年次は平成29年とし、基準年次は平成17年とする。

#### 2 規模の目標と目標設定の考え方

県土の利用に関して、基礎的な前提となる人口及び世帯数は、新茨城県総合計画の将来推計などによると、本計画期間内において、人口は緩やかな減少傾向となるが、世帯数は増加傾向で推移すると予測される。

県土の利用区分は、農用地、森林、宅地等の地目別区分及び市街地とする。

県土利用区分ごとの規模の目標については、利用区分別の県土の利用の現況と変化についての調査に基づき、人口減少社会の本格的な到来等を前提とし、利用区分に係る中長期的な計画等を斟酌して、それぞれの必要な土地面積を予測し、土地利用の実態との調整を行って定めるものとする。

県土利用に関する基本構想に基づく平成29年の利用区分ごとの規模の目標は、次表のとおりである。

なお、以下の数値については、今後の経済社会の不確定さなどに鑑み、弾力的に理解されるべき性格のものである。

表2 県土の利用区分ごとの規模の目標

区 分	平成17年 (ha)	平成29年 (ha)	構成比		増 減	
			平成17年 (%)	平成29年 (%)	面積 (ha)	H29/H17 比率 (%)
農 用 地	177,900	174,200	29.2	28.6	3,700	97.9
：農 地	177,200	173,500	29.1	28.5	3,700	97.9
：採草放牧地	700	700	0.1	0.1	0	100.0
森 林	189,300	187,900	31.1	30.8	1,400	99.3
原 野	100	100	0.0	0.0	0	100.0
水面・河川・水路	53,700	53,700	8.8	8.8	0	100.0
道 路	41,100	43,700	6.7	7.2	2,600	106.3
宅 地	69,800	71,900	11.5	11.8	2,100	103.0
：住 宅 地	43,400	44,900	7.1	7.4	1,500	103.5
：工 業 用 地	8,300	8,400	1.4	1.4	100	101.2
：その他の宅地	18,100	18,600	3.0	3.0	500	102.8
そ の 他	77,700	78,100	12.7	12.8	400	100.5
合 計	609,600	609,600	100.0	100.0	0	100.0
市 街 地	23,300	23,300	-	-	0	100.0

農用地，森林，宅地等の地目別区分及び市街地<sup>1</sup>の規模の目標設定にあたっての考え方については，次のとおりである。

#### ( 1 ) 農用地

農用地については，農業従事者の高齢化，担い手不足等による耕作放棄などに起因する減少が予想されており，都市部などにおいては，引き続き宅地等への転換が進むものと見込まれる。

こうした中，地球の気候変動による生産の不安定化，途上国の経済成長・人口増にとまなう需要の増加，世界的なバイオ燃料ブームなど世界的な食料不足の懸念や，安全な農産物を求める声の高まりなど農業を取り巻く環境の変化への対応が求められている。

このような状況を踏まえ，首都圏の農産物供給基地として農産物を安定的に供給するとともに，農業の有する多面的機能が高度に発揮されるよう優良農地の確保を図り，効率的利用に向けた利用集積，土地利用転換の適正化，耕作放棄地の有効利用等を進め，減少傾向を抑制することとする。

#### ( 2 ) 森林

森林については，宅地等への転換により，今後も緩やかながら減少傾向が続いていくことが見込まれるが，木材等林産物の供給，自然環境の保全，水源の涵養，土砂流出の防止，大気保全など，森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう土地利用転換の適正化に努め，減少傾向を抑制することとする。

#### ( 3 ) 原野

原野については，貴重な生態系の維持及び地域の自然環境・景観機能の維持の観点から，現状程度の面積を維持することとする。

#### ( 4 ) 水面・河川・水路

水面・河川・水路については，水資源の確保，水害の防止，優良農地の確保のための農業用排水路整備等に要する用地の確保を図る一方，開発等の増加に伴う農地の減少などにより水路の減少が見込まれることから，現状程度の面積を維持することとする。

#### ( 5 ) 道路

道路については，地域間の交流・連携を促進し，本県が「産業大県」として発展するうえで基盤となるものであることから，今後とも，県内外を結ぶ高規格幹線道路やそのアクセス道路，農林業の生産性向上及び効率的輸送のための農道・林道等，必要

<sup>1</sup> 市街地：「国勢調査」の定義による人口集中地区である。原則として，人口密度が1平方キロメートル当たり4,000人以上の基本単位区等が市区町村の境域内で互いに隣接して，それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に5,000人以上を有する地域。（Densely Inhabited District，略してD I D。）

な道路の整備を図ることとする。

#### ( 6 ) 宅地

宅地のうち、住宅地については、世帯数の増加傾向や、つくばエクスプレス沿線の開発、居住面積水準の向上等により、今後も増加が見込まれるものの、集約型土地利用の観点を踏まえ、既成市街地における土地利用密度の向上を図ることなどにより、増加傾向を抑制する。

工業用地については、既存工場の廃止、移転等による工業用地の減少も見込まれるものの、未分譲工業団地への立地促進や広域交通ネットワークの整備に伴う企業立地に対応し、微増とする。

その他の宅地については、広域交通ネットワークの整備などに伴う商業・流通・業務用地の増加が見込まれるが、既成市街地内の土地利用密度の向上を図ることなどにより、増加傾向を抑制する。

#### ( 7 ) その他

その他については、市街地内空地や耕作放棄地など低未利用地の増加や公共・公益施設の整備などが見込まれるものの、低未利用地の有効利用を促進することにより、増加傾向を抑制する。

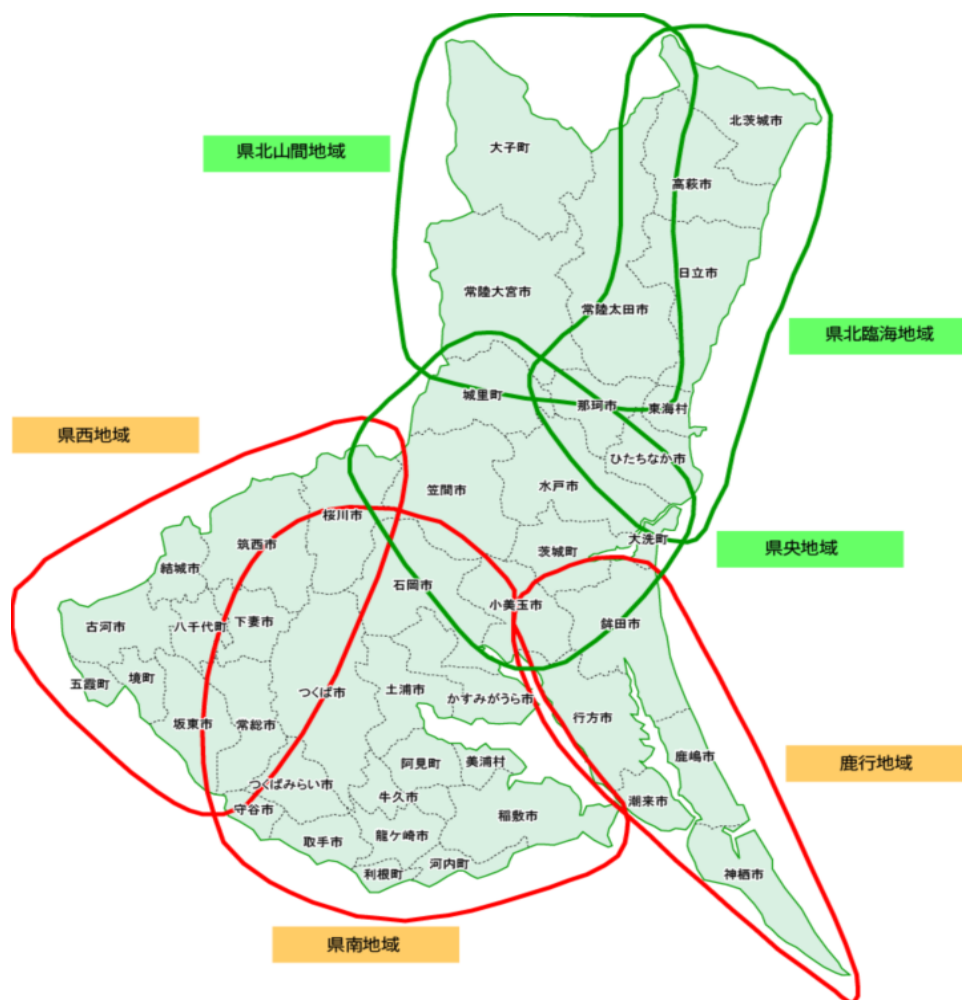
#### 付記 市街地（人口集中地区）

市街地面積は、これまで増加しつつも、市街地の人口密度は低下してきた。今後も総人口は緩やかに減少することが見込まれるが、市街地における既存の社会資本や宅地などの有効利用を図りながら人口密度を維持することを目指し、市街地面積は現状維持とする。

## 第4章 地域別の県土利用の方向

### 1 地域区分

新茨城県総合計画の地域区分に合わせて、地域固有の特性や課題を共有し、一体的な地域づくりを推進することが望ましい地域として、県土を「県北山間」、「県北臨海」、「県央」、「鹿行」、「県南」及び「県西」の6地域に区分する。



なお、利用目的に応じた区分ごとの規模の目標等の算定にあたっては、各地域の中心となる以下の市町村をもって区分する。

地域	市町村
県北山間地域 (2市1町)	常陸太田市, 常陸大宮市, 大子町
県北臨海地域 (5市1村)	日立市, 高萩市, 北茨城市, ひたちなか市, 那珂市, 東海村
県央地域 (3市3町)	水戸市, 笠間市, 小美玉市, 茨城町, 大洗町, 城里町
鹿行地域 (5市)	鹿嶋市, 潮来市, 神栖市, 行方市, 鉾田市
県南地域 (10市3町1村)	土浦市, 石岡市, 龍ヶ崎市, 取手市, 牛久市, つくば市, 守谷市, 稲敷市, かつみがうら市, つくばみらい市, 美浦村, 阿見町, 河内町, 利根町
県西地域 (7市3町)	古河市, 結城市, 下妻市, 常総市, 坂東市, 桜川市, 八千代町, 五霞町, 境町

## 2 地域別の県土利用の基本方向

県土利用に関する基本構想を踏まえ、以下の三つの視点に基づき地域別の土地利用の基本方向を示す。

### 地域特性に応じた土地利用

地域により異なる地形的特徴，常住・交流人口，産業集積，交通インフラ整備状況や土地利用上の特性・課題などを踏まえ適切な土地利用を行う。

### 持続可能な地域形成を実現する土地利用

地域の特性に応じて，生活に必要な都市機能や居住環境の確保を図る土地利用を基本としつつ，中長期的には，中心市街地の活性化や生活利便性の向上などの観点から暮らしやすい集約型土地利用への転換も考慮し，持続可能な地域形成を実現する土地利用を行う。

### 地域資源を活かした交流・連携による活力ある土地利用

地域固有の自然・経済・文化・人的資源などの地域資源を活かした市町村間や地域間の交流・連携，さらには東京圏や近隣県との広域的な交流・連携など重層的な交流・連携を促進することにより，活力ある土地利用を行う。

## (1) 県北山間地域

### ア 地域の現状と課題

この地域は，阿武隈・八溝山系に位置し，那珂川，久慈川などの清流や奥久慈県立自然公園等の優れた自然環境，里山などの美しい景観や豊富な自然観光資源を有する農山村地域等により形成されている。

地域面積は104,600ha(平成17年)で，県全体の17.2%を占めている。利用区分別構成比は，農用地12.0%，森林68.6%，宅地3.5%，道路等その他の土地が15.9%となっており，森林の面積が最も多い。

人口は13.0万人(平成17年国勢調査)となっており，県全体の4.4%を占めている。近年，若年層の流出が続いており，高齢化と人口減少が進展している。

土地利用上の課題としては，耕作放棄地の増加や森林の荒廃，公共交通のサービス低下などが見られることから，豊かな自然環境の保全を図りながら，農林業の振興，交流人口の拡大，公共交通の維持確保などにより安心して快適に暮らせる地域づくりを行う必要がある。

### イ 地域全体の土地利用の基本方向

地域特性を活かした農林業や地場産業の振興，工業団地への企業立地の推進，公共交通を軸とした地域内や近隣地域との連携，生活環境基盤の充実などにより安心して暮らし続けることができる居住環境の確保を図る。

また，豊かな自然環境と広域交通ネットワークを活かした首都圏を代表するグリー



ンツーリズム交流空間の形成，ゆとりある暮らしを楽しめる二地域居住など都市部からの移住・交流，地域資源を活用した広域観光の促進などにより，コミュニティの維持と地域の活性化を図る。

#### ウ 利用区分別の基本方向

農用地については，立地条件を活かした特産物の生産振興を図るとともに，農産物直売所や農林業体験を通じた都市住民との交流の促進等により活力ある農村づくりを進め，保全を図るものとする。

森林については，本県を代表する林業地帯であることから，生産性の高い木材生産システムや県産材の供給及び流通体制を整備し，「緑の循環システム」の構築を図る。

また，管理放棄され荒廃した森林については，森林湖沼環境税を活用し，緊急に間伐を実施するとともに，特に公益的機能を発揮させることが必要とされる重要な森林については積極的に保安林に指定することなどにより，多様な公益的機能が発揮され，災害に強い森林として整備・保全していく。さらに，地域住民やNPO<sup>1</sup>など多様な主体が参画した県民参加の森づくり運動を進めていく。

宅地については，既成市街地において各種助成制度などを活用した基盤整備を行い，既成市街地の活性化や居住環境の向上を図る。また，公共交通の維持確保により安心して暮らし続けられる地域づくりを行う。さらに，豊かな自然や様々な体験交流などを楽しむライフスタイル「いばらきさとやま生活<sup>2</sup>」を推進し，交流・二地域居住を促進する。

工業用地については，宮の郷工業団地（常陸大宮市，常陸太田市）など整備済み工業団地への企業立地を推進し，地域活力の維持向上に努める。

道路等その他の土地については，周辺都市を結ぶ幹線道路のほか生活や産業に密着した道路の整備などを進めるほか，県民の自然とのふれあいや交流・レクリエーションの拠点として，大子広域公園の利用促進を図るとともに，親水性のある水辺空間の確保を図る。

---

<sup>1</sup> NPO : NPO法に基づき認証されたNPO法人，そのような法人格を取得していない市民活動団体及びボランティア団体について称したものを。

<sup>2</sup> いばらきさとやま生活 : 里山など四季折々の豊かな自然環境に包まれた茨城県の県北地域において，都市住民の方々が，気軽に地域とふれあいながら，安心・快適なスローライフを思い思いに楽しむ悠々自適のライフスタイル。

## (2) 県北臨海地域

### ア 地域の現状と課題

この地域は、重要港湾である茨城港日立港区、常陸那珂港区を有し、製造業を中心とする臨海型工業や原子力関連の高度科学技術、新エネルギー施設のバイオマス発電や火力発電などのエネルギー施設が集積しているほか、ひたちなか地区においては広域交通ネットワークを活かし、国際港湾公園都市を目指したまちづくりが進められている。また、豊かな海や変化に富んだ海岸線など海洋性の観光資源にも恵まれた地域である。

地域面積は 84,000ha（平成 17 年）で県全体の 13.8%を占めている。利用区分別構成比は農用地 14.0%、森林 52.7%、宅地 12.3%、道路等その他の土地が 21.0%となっており、森林が多く、農用地が比較的少ない地域である。

人口は 52.6 万人（平成 17 年国勢調査）で県全体の 17.7%を占めている。平成 12 年と比べると地域全体としての人口は減少し、従来からの都市部において人口が減少している一方で、一部の都市において人口の増加がみられる。

土地利用上の課題としては、耕作放棄地の増加、市街化区域内の大規模低未利用地、公共交通のサービス低下、一部の中心市街地における空洞化が見られるほか、郊外に早くから整備された一部の住宅団地においては、居住者の高齢化、住宅・施設の老朽化、空地・空き家の増加などが懸念される。このため、地域特性を踏まえた農業の振興、既存ストックを活かした良好な居住環境の形成や都市機能の集積、茨城港日立港区、常陸那珂港区などの広域交通ネットワークや基盤的技術を活用した電機・建設機械関連産業や先端産業の集積などにより、低未利用地の有効利用を図る必要がある。

### イ 地域全体の土地利用の基本方向

中性子を利用した世界最高性能の研究施設である大強度陽子加速器施設<sup>1</sup>（以下「J- PARC」という。）を活用して研究開発や産業利用を図るとともに、世界レベルの研究を支える地域環境の整備を進め、我が国を先導する先端産業地域の形成を目指す。

また、日立地区におけるものづくり技術の集積を活かし、研究開発型の企業立地や地域産業の高度化を進め、競争力のあるものづくり産業地域の形成を目指す。

さらに、公共交通の維持確保を含めた広域交通ネットワークを整備し、安全で快適な臨海都市圏の形成を図るとともに、優れた景観を有する海岸を保全し、ブルーツーリズム<sup>2</sup>等による首都圏を代表する海洋交流空間として活用する土地利用を行う。

<sup>1</sup> 大強度陽子加速器施設：日本原子力開発機構と高エネルギー加速器研究機構が共同で東海村に建設した世界最高性能の研究施設で、中性子等を利用した物質の構造解析等が行え、物質化学や生命科学等の様々な分野の研究を飛躍的に発展させることが期待される。

<sup>2</sup> ブルーツーリズム：漁村に滞在して漁業体験やその地域の自然や文化にふれ、地元の人との交流を楽しむ余暇活動。

## ウ 利用区分別の基本方向

農用地については、認定農業者<sup>1</sup>や集落営農組織<sup>2</sup>等の担い手に農地の集積を図り、水田農業を展開するとともに、畑地かんがい<sup>3</sup>施設や排水路等の整備の推進、高品質な青果物を安定供給する収益性の高い園芸産地の育成などにより、農用地の保全を図る。

森林については、本県を代表する林業地帯であることから、生産性の高い木材生産システムや県産材の供給及び流通体制を整備し、「緑の循環システム」の構築を図る。

また、管理放棄され荒廃した森林については、森林湖沼環境税を活用し、緊急に間伐を実施するとともに、特に公益的機能を発揮させることが必要とされる重要な森林については積極的に保安林に指定するほか、海岸部の飛砂防備保安林<sup>4</sup>の整備・保全を行い、多様な公益的機能が発揮され災害に強い森林として保全していく。さらに、地域住民やNPOなど多様な主体が参画した県民参加の森づくり運動を進めていく。

宅地については、ひたちなか地区内の未利用地を有効活用し、流通業務や研究開発生産機能を持つ産業などの集積を図り、快適な職場環境と質の高い遊びの場が融合したまち「ビジネス・アンド・プレジャー」を実現できる国際港湾公園都市づくりを進める。既成市街地については地域の実情を踏まえた市街地整備事業を行うとともに、各種助成制度などを活用した基盤整備を行い、既成市街地の活性化や居住環境の向上を図る。

また、公共交通の維持確保による持続可能な地域づくりを行うとともに、農山漁村集落においては「いばらきさとやま生活」を推進し、交流・二地域居住を促進する。

工業用地については、J-PARCを中心とした研究開発拠点を形成するとともに、南中郷工業団地（北茨城市）や常陸那珂工業団地（ひたちなか市）など整備済みの工業団地への企業立地を推進し、地域活力の維持向上に努める。

道路等その他の土地については、北関東自動車道や茨城港日立港区、常陸那珂港区など広域交通ネットワーク整備を進め首都圏の物流ゲートウェイ<sup>5</sup>の一翼を担う物流拠点を形成し、本県の活力に資する土地利用を行う。

また、県民の暮らしを支える安定した水資源の確保や養浜等による砂浜の保全に努めるとともに、公園については、国営常陸海浜公園などを整備し利用促進を図る。

---

<sup>1</sup> 認定農業者 : 農業で他産業並みの所得を得るなどの農業経営改善計画を作成し市町村に認定を受けた農業者。  
<sup>2</sup> 集落営農組織 : 集落など一定の地域内の農家が農業生産を共同して行う営農活動組織の総称。  
<sup>3</sup> 畑地かんがい : 給水管などを用いて人工的に畑に水を供給すること。  
<sup>4</sup> 飛砂防備保安林 : 林木で海岸砂地を被覆することにより飛砂の発生を防止し、後背地の農地・家屋等を守るもの。  
<sup>5</sup> ゲートウェイ : 地域と地域を結ぶ結節点としての機能。

### (3) 県央地域

#### ア 地域の現状と課題

この地域は、商業、業務、教育、文化等の都市機能が集積した県都水戸市を中心に加工組立型工業や高度科学技術など幅広い業種の産業集積がある地域及び那珂川と洺沼川周辺の優良な農地等により形成されている。また、近年、郊外型の大規模集客施設の立地が見られる。

地域面積は90,500ha(平成17年)で県全体の14.8%を占めている。利用区分別構成比は、農用地29.7%、森林31.0%、宅地11.3%、道路等その他の土地が28.0%と県全体の平均とほぼ同じである。

人口は47.4万人(平成17年国勢調査)で県全体の16.0%を占めている。平成12年と比べると地域全体としての人口はわずかに減少したが、一部の都市において人口増加がみられる。

土地利用上の課題としては、耕作放棄地の増加や、一部の中心市街地における空洞化などが見られることから、地域特性を踏まえた農業の振興や既存ストックを活用した都市機能の集積などにより、低未利用地の有効利用を図る必要がある。

また、広域交通ネットワークを活かし新たな産業集積の形成を進めるとともに、今後開発が予定されている茨城空港周辺地域については、環境保全とのバランスを図りながら計画的な土地利用を行う必要がある。

#### イ 地域全体の土地利用の基本方向

豊かな自然環境を保全しつつ、北関東自動車道や茨城空港など広域交通ネットワークを活かした物流・産業拠点の集積促進、地域特性を活かした農林水産業の振興、歴史・文化資源や海・川など多様な地域資源を活用した広域的な交流・連携の促進などにより地域活力の維持向上を図る土地利用を行う。

また、良好な都市基盤の整備や商業・業務、医療・福祉などの高次都市機能の充実などにより、北関東の発展を先導する安全で快適な中核都市圏の形成を目指した土地利用を行う。

#### ウ 利用区分別の基本方向

農用地については、水田の生産性や収益性の向上のため地域の条件にあった基盤整備、認定農業者を中心とした担い手への農地の集積を推進するとともに、高品質で安定的な生産を可能とする畑地かんがいを活用した収益性の高い産地づくりの推進や、市民農園を活用した都市農村交流の促進などにより保全を図るものとする。

都市近郊の平地林や農村集落周辺の里山林については、森林湖沼環境税を活用し、身近な自然とのふれあい・学びの場として保全する。また、地域住民やNPOなど多様な主体が参画した県民参加の森づくり運動を進めていく。

宅地については、水戸地方拠点都市地域<sup>1</sup>を中心として、都市機能の増進と良好な居住環境の整備を進める。既成市街地については、地域の実情を踏まえた市街地整備事業を行うとともに、各種助成制度などを活用し、既成市街地の活性化や居住環境の向上を図る。

また、工業用地については、茨城中央工業団地（1期地区）、茨城工業団地（茨城町）など整備済みの工業団地において企業立地を進めるとともに、新たな工業用地として、茨城中央工業団地（2期地区）（茨城町）、茨城中央工業団地（笠間地区）（笠間市）、茨城空港テクノパーク（小美玉市）において注文造成方式<sup>2</sup>による整備を進め、地域活力の維持向上に努める。

道路等その他の土地については、茨城空港、北関東自動車道、東関東自動車道水戸線<sup>3</sup>、茨城港大洗港区などの広域交通ネットワークの整備を進める。特に、茨城空港周辺においては、地域の賑わいづくりや交流の促進、空港を核とした地域の活性化を図るため、空港公園や工業団地及びアクセス道路等の整備を行う。

これらの広域交通ネットワークの活用により、北関東における物流・産業拠点の形成や広域観光を推進し、地域活力の維持と広域連携を促進する。

また、県民の暮らしを支える安定した水資源の確保や、美しい大洗の海岸線や那珂川、涸沼等豊かな水辺等を保全するとともに、偕楽園公園や笠間芸術の森公園などにおいて、歴史資源や芸術・文化を活かした公園整備を進め、うるおいのある居住環境の形成に資する。

---

<sup>1</sup> 水戸地方拠点都市地域：「地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律」に基づき指定された地域。多様で高度な都市機能・都市施設の集積や良好な居住環境の形成などを行うことにより、「職・住・遊・学」が調和した地方発展と地方定住の核とし、ひいては県土・国土の均衡ある発展、豊かさゆとりを実感できる生活大国の実現を目指す。構成市町村は、水戸市、日立市、常陸太田市、笠間市、ひたちなか市、那珂市、茨城町、大洗町、城里町、東海村。

<sup>2</sup> 注文造成方式：譲渡の相手方からの譲受申込みを受けてから注文に応じて造成工事に着手する方式。オーダーメイド方式。

<sup>3</sup> 東関東自動車道水戸線：東京都練馬区を起点とし、千葉県を経て水戸市に至る延長約140kmの高速道路で、既に千葉県市川市から潮来市間約75kmが供用している。本路線は、常磐道、北関東道、圏央道の3本の高速道路と一体となって、鹿島港、茨城港常陸那珂港区や成田空港、茨城空港などを結び、陸・海・空の広域交通ネットワークを形成し、沿線地域の振興や均衡ある県土の発展に寄与するばかりでなく、北関東や首都圏の交流促進・強化を図るとともに、災害時における常磐道の代替路線としての役割を担う。北関東自動車道と接続する（仮称）茨城町JCT～（仮称）茨城町南IC間については、平成21年度の供用開始を目指し整備が進められている。また（仮称）茨城町南IC～（仮称）鉾田IC間については平成27年度の供用開始予定である。さらに、（仮称）鉾田IC～潮来IC間については、平成20年10月に都市計画決定したところであり、今後早期事業化を図る。

## (4) 鹿行地域

### ア 地域の現状と課題

この地域は、本県最大の工業集積を有する鹿島臨海工業地帯、新エネルギー施設の風力発電やバイオマス発電、火力発電など多様なエネルギー施設の集積、鹿島灘、霞ヶ浦、利根川などの豊かな水辺景観、美しい砂浜からなる海岸線や各種スポーツを活かした観光レクリエーション地域、付加価値の高い園芸農業などが行われている農村地域等により形成されている。

地域面積は70,800ha(平成17年)で県全体の11.6%を占めている。利用区分別構成比は農用地32.9%、森林15.7%、宅地13.7%、道路等その他の土地が37.7%と森林が相対的に少ない地域である。

人口は27.9万人(平成17年国勢調査)で県内の9.4%を占めている。平成12年と比べると地域全体としての人口は増加しているが、一部の都市では人口が減少している。

土地利用上の課題としては、耕作放棄地の増加や一部の既存中心市街地における空洞化、公共交通のサービス低下、市街地における工場跡地などの低未利用地などが見られることから、地域特性を踏まえた農業の振興や鹿島港周辺の工業集積を活用した国際競争力ある工業地帯の形成、既存ストックを活用した都市機能の集積などにより、低未利用地の有効利用を図る必要がある。

### イ 地域全体の土地利用の基本方向

鹿島港や東関東自動車道水戸線などの広域交通ネットワークや県内最大の工業集積を活かし、鹿島臨海工業地帯の一層の競争力を強化するとともに、公共交通の維持確保や都市基盤の整備を行い、地域活力の維持向上を図る土地利用を行う。

また、安全で高品質な農作物を提供できる園芸産地の育成や生産基盤の整備、環境にやさしい農業の推進などにより、農用地を保全する。

さらに、スポーツ資源の活用や、美しい海岸線などの保全・活用による交流を促進するとともに、霞ヶ浦や北浦など公共用水域<sup>1</sup>の浄化に努め、豊かな水辺空間とうるおいのある居住環境の形成を図る。

### ウ 利用区分別の基本方向

農用地については、ほ場の大区画化と機械化等による作業の効率化を推進し、生産性の高い水田農業と畑作営農の確立を図ることにより、保全を図るものとする。また、施設化の推進や、消費者、市場などからのニーズに的確に応えた高付加価値商品の創出による園芸産地づくりを推進する。

また、滞在型市民農園<sup>2</sup>や直売所等を通じた農業体験などによる都市と農村の交流を促進する。

<sup>1</sup> 公共用水域 : 水質汚濁防止法によって定められる、公共利用のための水域や水路のことをいう。河川、湖沼、港湾、沿岸海域、公共溝渠、かんがい用水路、その他公共の用に供される水域や水路。ただし、下水道は除く。

<sup>2</sup> 滞在型市民農園 : 宿泊施設付きの市民農園のことで、長期の滞在もできる、週末田舎暮らしや農的生活を楽しむ施設。

森林については、森林湖沼環境税の活用により、身近な自然とのふれあい・学びの場として整備するとともに、海岸部の飛砂防備保安林については治山事業による整備を行う。また、地域住民やNPOなど、多様な主体が参画した県民参加の森づくり運動を進めていく。

宅地については、既成市街地において各種助成制度などを活用した基盤整備を行い、既成市街地の活性化や居住環境の向上を図る。

工業用地については、奥野谷浜工業団地（神栖市）に企業立地を促進するとともに、新たな工業用地として、北浦複合団地（行方市）において注文造成方式により整備を進め、地域活力の維持向上に努める。さらに、企業が保有している未利用工業用地についても有効活用を促進する。

道路等その他の土地については、国際競争力のある産業・物流拠点を形成するため、鹿島港や東関東自動車道水戸線などの整備を進めるほか、上下水道等の基盤整備を推進し、快適な生活環境を確保する。

また、水産業の振興を図るため、波崎漁港の整備にあわせて道路整備を行い、市場及び水産加工施設等の立地を促進し、背後用地の活用を図る。

さらに、海岸部においては、海洋性レクリエーションの拠点として鹿島灘海浜公園等の整備を行い、交流を促進するとともに、ヘッドランド<sup>1</sup>の設置や養浜等により砂浜の保全に努める。

---

<sup>1</sup> ヘッドランド：侵食の進みつつある海岸に大規模な突堤（ヘッド部付）を1km位の間隔で設置し、波のエネルギーを分散させ、海浜の安定を図るための施設。

## (5) 県南地域

### ア 地域の現状と課題

この地域は、環境、バイオ<sup>1</sup>、エネルギー等に関する高度な科学技術が集積する筑波研究学園都市や、広域交通ネットワークの整備が進み人口の増加が続く都市部、筑波山や霞ヶ浦などの豊かな自然、大規模稲作経営や都市近郊型の野菜栽培が行われている広大な農業地域等により形成されている。また、近年、郊外型の大規模集客施設の立地が見られる。

地域面積は139,800ha(平成17年)で県全体の22.9%を占めている。利用区分別構成比は農用地38.6%、森林15.4%、宅地14.8%、道路等その他の土地が31.2%と、農用地と宅地の比率が県全体の構成比に比べ高くなっている。

人口は97.7万人(平成17年国勢調査)で県全体の32.8%を占めている。平成12年と比べるとエリア全体としての人口は増加しており、特につくばエクスプレス沿線地域における増加が目立つ。

土地利用上の課題としては、耕作放棄地の増加、開発区域内における未利用地、一部の中心市街地における空洞化がみられるほか、郊外に早くから整備された一部の住宅団地においては、居住者の高齢化、住宅・施設の老朽化、空地・空き家の増加などが懸念される。このため、地域特性を踏まえた農業の振興や既存ストックを活かした都市機能の集積、つくばの科学技術や首都圏中央連絡自動車道などを活用した技術複合型、高付加価値型産業の集積などにより、低未利用地の有効利用を図る必要がある。

また、今後一層の開発が見込まれるつくばエクスプレス沿線地域については、環境保全とのバランスを図りながら、計画的かつ質の高い市街地形成を目指した土地利用を行う必要がある。

### イ 地域全体の土地利用の基本方向

つくばにおける高度な科学技術の集積と成田国際空港や茨城空港、首都圏中央連絡自動車道など広域交通ネットワークを活かした幅広い産業集積を促進するとともに、つくばエクスプレス沿線地域や常磐線沿線地域等においては安全で快適な質の高いまちづくりを進め、豊かな自然環境や農用地の保全とのバランスを図りながら計画的な土地利用を行う。

また、筑波山などの優れた自然環境の保全や霞ヶ浦などの公共用水域の浄化に努め、うるおいのある居住環境の形成を図る。

さらに、食の安全などのニーズに応えられる産地づくりや生産基盤の整備、都市農村の交流などにより、農用地の保全を図る。

<sup>1</sup> バイオ : バイオテクノロジーの略で、生物の行う化学反応、あるいはその機能を工学的に利用・応用する技術。



## ウ 利用区分別の基本方向

農用地については、ほ場の大型化と汎用化を進め、大規模農業経営による生産性の向上を図るとともに、水稻と園芸作物の複合経営を確立し、農家所得を向上させることにより農用地の保全を図る。さらに、市民農園や直売所などを通じた都市と農村との交流を推進するとともに、地域資源を活用した新たなアグリビジネス<sup>1</sup>を振興する。

都市近郊や農村集落周辺の貴重な平地林については、森林湖沼環境税の活用により、身近な自然とのふれあい・学びの場として整備するとともに、地域住民やNPOなど多様な主体が参画した県民参加の森づくり運動を進めていく。

また、筑波山系の荒廃森林については、健全な森林を育成するため、緊急に間伐を実施し、保健休養機能を有し貴重な動植物の生息・生育地である森林については、良好な自然環境を保全していく。

宅地については、つくばエクスプレス沿線地域における土地区画整理事業<sup>2</sup>地において、企業誘致を推進するとともに、商業施設や福祉・医療施設、教育施設等の立地を促進し、「充実した都市機能」、「豊かな自然」、「科学のまちならではの知的な環境」を活かした新しいライフスタイル「つくばスタイル」が実現できる魅力あるまちづくりを進める。首都圏中央連絡自動車道の阿見東インターチェンジ周辺（阿見吉原地区）においては、豊かな自然環境を活かし商業・業務・生産等の産業と良好な居住環境が調和したまちづくりを行う。常磐線沿線等の既成市街地については、地域の実情を踏まえた市街地整備事業を行うとともに、駅周辺を中心に都市機能再編による市街地の活性化を進め居住環境の向上を図る。

工業用地については、阿見東部工業団地（阿見町）などの整備済みの工業団地において企業立地を推進するとともに、新たな工業用地として、江戸崎工業団地（稲敷市）において注文造成方式により整備を進め、地域活力の維持向上に努める。

道路等その他の土地については、首都圏中央連絡自動車道など広域交通ネットワークの整備を進め、産業拠点の形成と東京圏との交流・連携を促進する。

また、都市公園などによるオープンスペースを確保するとともに、都市化の進展に対応する流域対策や河川整備等の推進を図り、快適で安全な生活環境を確保する。

さらに、地元住民はもとより地域外の住民の参加による森林管理や水質浄化運動を促進し、筑波山や霞ヶ浦などの自然環境を保全するとともに、親水性のある水辺空間の創出を図る。

<sup>1</sup> アグリビジネス：農業関連産業。流通・加工・販売など従来の農業の枠にとどまらない多様なビジネスを包含する。

<sup>2</sup> 土地区画整理事業：道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え、宅地の利用の増進を図ることを目的に地権者から土地を提供（減歩）してもらい、この土地を道路・公園などの公共用地に充てる他、その一部を売却し、事業費の一部に充てる事業。つくばエクスプレス沿線地域では、大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法に基づく「一体型土地区画整理事業」により、まちづくりが進められている。

## (6) 県西地域

### ア 地域の現状と課題

この地域は、内陸型工業の集積が進展している地域、東京圏に隣接し人口が増加した都市部、多くの銘柄産地を有する園芸農業や鬼怒川、小貝川、利根川流域の稲作農業地域、結城紬や石材加工等の地場産業が盛んな地域等により形成されている。

地域面積は103,100ha(平成17年)で県全体の16.9%を占めている。利用区分別構成比は、農用地48.0%、森林12.0%、宅地14.8%、道路等その他の土地が25.2%で、農用地と宅地の比率が県全体の構成比に比べ高くなっている。

人口は58.9万人(平成17年国勢調査)で県全体の19.8%を占めている。平成12年と比べるとエリア全体として人口は減少している。

土地利用上の課題としては、工業用地や区画整理地内における未利用地、一部の中心市街地に空洞化がみられることから、既存ストックを活かした都市機能の集積や生活関連産業の集積などにより、低未利用地の有効利用を図る必要がある。

また、今後の開発が見込まれる首都圏中央連絡自動車道沿線地域については、環境保全とのバランスを図りながら計画的な土地利用を行う必要がある。

### イ 地域全体の土地利用の基本方向

北関東自動車道などの整備効果を活かし、自然環境の保全を図りつつ、筑西地方拠点都市地域<sup>1</sup>を中心とした計画的な産業集積や既存ストックを活用した市街地の整備を行う。

首都圏中央連絡自動車道沿線地域については、幅広い産業集積の促進と、安全で快適な質の高いまちづくりを進め、豊かな自然環境や農用地の保全とのバランスを図りながら計画的な土地利用を行う。

農用地については、食の安全などのニーズに応えられる産地づくりや生産基盤の整備、都市農村交流の促進などにより、首都圏の農産物供給基地としてその保全を図る。

また、県際地域においては多様な資源を活用し、地域活力を維持する広域的な交流・連携を促進する。

### ウ 利用区分別の基本方向

農用地については、品質重視の米、麦、大豆の産地化など地域水田農業の持続的な発展を図るとともに、畑地かんがい施設の整備や施設化の推進による、消費者、市場などのニーズに的確に対応する収益性の高い園芸産地の育成、市民農園を活用した都市農村交流の促進などにより保全を図る。

都市近郊や農村集落周辺の貴重な平地林については、森林湖沼環境税の活用により身近な自然とのふれあい・学びの場として整備・保全を図る。また、筑波山系の荒廃森林についても、緊急に間伐を実施し健全な森林を育成する。さらに、地域住民やNPOなど多様な主体が参画した県民参加の森づくり運動を進めていく。

<sup>1</sup> 筑西地方拠点都市地域：「地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律」に基づき指定された地域。構成市町村は、筑西市、結城市、桜川市。

なお、保健休養機能を有し貴重な動植物の生息・生育地である森林については、良好な自然環境を保全していく。

宅地については、筑西地方拠点都市地域を中心として都市機能の増進と良好な居住環境の整備を進める。既成市街地については、地域の実情を踏まえた市街地整備事業を行うとともに、各種助成制度などの活用により都市基盤の整備を行い、既成市街地の活性化と居住環境の向上を図る。

また、工業用地については、整備済みのつくば下妻第二工業団地（下妻市）などにおいて企業立地を推進し、地域活力の維持向上に努める。

道路等その他の土地については、首都圏中央連絡自動車道，北関東自動車道，筑西幹線道路<sup>1</sup>などの整備を行い，計画的な産業集積を図り，広域的な交流・連携を促進する。

また，下水道事業や農業集落排水事業<sup>2</sup>を推進するとともに，都市化の進展に対応する流域対策としての河川整備等の推進を図る。さらに，県西総合公園や砂沼広域公園においては，災害時に対応できるよう防災に配慮した整備を進め，安全で快適な生活環境を形成する。

---

<sup>1</sup> 筑西幹線道路 : 北関東自動車道桜川筑西 IC から国道 4 号を結ぶ延長約 43 km の広域的な幹線道路。

<sup>2</sup> 農業集落排水事業 : 農業集落などからの生活排水等を処理する施設を整備する事業。

### 3 地域別利用区分ごとの規模の目標

地域別利用区分ごとの規模の目標については，地域の特性や多様性を活かした適切な土地利用を図るため，人口，産業活動及び土地利用の動向を勘案し，本章の「2 地域別の県土利用の基本方向」に基づいて設定する。

いずれの地域も，農用地及び森林については，減少傾向にあり，宅地及びその他については，増加傾向にあるが，県土の有効利用や集約型土地利用などを図ることによって，それらを抑制することとし，表3のとおり規模の目標を設定する。

なお，数値については，今後の社会経済情勢等により，変動することも予想されるので，流動的な要素があることを留意しておく必要がある。

表3 地域別の利用区分ごとの規模の目標

#### 【県北山間地域】

区 分	平成 17 年 (ha)	平成 29 年 (ha)	構成比		増 減	
			平成 17 年 (%)	平成 29 年 (%)	面積 (ha)	H29/H17 比率 (%)
農 用 地	12,500	12,000	12.0	11.5	500	96.0
森 林	71,800	71,800	68.6	68.6	0	100.0
宅 地	3,700	3,800	3.5	3.6	100	102.7
そ の 他	16,600	17,000	15.9	16.3	400	102.4
合 計	104,600	104,600	100.0	100.0	0	100.0

#### 【県北臨海地域】

区 分	平成 17 年 (ha)	平成 29 年 (ha)	構成比		増 減	
			平成 17 年 (%)	平成 29 年 (%)	面積 (ha)	H29/H17 比率 (%)
農 用 地	11,800	11,400	14.0	13.6	400	96.6
森 林	44,300	44,000	52.7	52.4	300	99.3
宅 地	10,300	10,600	12.3	12.6	300	102.9
そ の 他	17,600	18,000	21.0	21.4	400	102.3
合 計	84,000	84,000	100.0	100.0	0	100.0

#### 【県央地域】

区 分	平成 17 年 (ha)	平成 29 年 (ha)	構成比		増 減	
			平成 17 年 (%)	平成 29 年 (%)	面積 (ha)	H29/H17 比率 (%)
農 用 地	26,900	26,200	29.7	29.0	700	97.4
森 林	28,100	27,700	31.0	30.6	400	98.6
宅 地	10,200	10,500	11.3	11.6	300	102.9
そ の 他	25,300	26,100	28.0	28.8	800	103.2
合 計	90,500	90,500	100.0	100.0	0	100.0

【鹿行地域】

区 分	平成 17 年 (ha)	平成 29 年 (ha)	構成比		増 減	
			平成 17 年 (%)	平成 29 年 (%)	面積 (ha)	H29/H17 比率 (%)
農 用 地	23,300	23,100	32.9	32.6	200	99.1
森 林	11,100	10,800	15.7	15.3	300	97.3
宅 地	9,700	10,000	13.7	14.1	300	103.1
そ の 他	26,700	26,900	37.7	38.0	200	100.7
合 計	70,800	70,800	100.0	100.0	0	100.0

【県南地域】

区 分	平成 17 年 (ha)	平成 29 年 (ha)	構成比		増 減	
			平成 17 年 (%)	平成 29 年 (%)	面積 (ha)	H29/H17 比率 (%)
農 用 地	53,900	52,800	38.6	37.8	1,100	98.0
森 林	21,600	21,300	15.4	15.2	300	98.6
宅 地	20,700	21,400	14.8	15.3	700	103.4
そ の 他	43,600	44,300	31.2	31.7	700	101.6
合 計	139,800	139,800	100.0	100.0	0	100.0

【県西地域】

区 分	平成 17 年 (ha)	平成 29 年 (ha)	構成比		増 減	
			平成 17 年 (%)	平成 29 年 (%)	面積 (ha)	H29/H17 比率 (%)
農 用 地	49,500	48,700	48.0	47.3	800	98.4
森 林	12,400	12,300	12.0	11.9	100	99.2
宅 地	15,200	15,600	14.8	15.1	400	102.6
そ の 他	26,000	26,500	25.2	25.7	500	101.9
合 計	103,100	103,100	100.0	100.0	0	100.0

【合 計】

区 分	平成 17 年 (ha)	平成 29 年 (ha)	構成比		増 減	
			平成 17 年 (%)	平成 29 年 (%)	面積 (ha)	H29/H17 比率 (%)
農 用 地	177,900	174,200	30.0	29.4	3,700	97.9
森 林	189,300	187,900	31.9	31.7	1,400	99.3
宅 地	69,800	71,900	11.8	12.1	2,100	103.0
そ の 他	155,800	158,800	26.3	26.8	3,000	101.9
合 計	592,800	592,800	100.0	100.0	0	100.0

所属未定地である霞ヶ浦(16,800ha)は、含まれていない。

## 第5章 計画を実現するための措置

(本計画を実現するための措置については、所管する部署名を明記する。)

### 1 県土利用の質的向上の促進

#### (1) 県土の保全と安全性の確保

ア 台風や集中豪雨による洪水被害の未然防止や被害の軽減を図るため、地形等自然条件に配慮しつつ、流域対策等により流域の保水・遊水機能を確保するとともに、河川改修等を推進する。(土木部)

イ 海岸侵食や津波、高潮等による災害を未然に防止するため、茨城沿岸海岸保全基本計画<sup>1</sup>等に基づき、ヘッドランドや養浜、消波堤・離岸堤などの海岸保全施設の整備を推進する。(農林水産部、土木部)

ウ 土砂災害を未然に防止するため、砂防指定地<sup>2</sup>、急傾斜地崩壊危険区域<sup>3</sup>、地すべり防止区域<sup>4</sup>の指定箇所等においては、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業等を推進し、その整備を図る。

また、土砂災害警戒区域等の指定により、新規住宅の立地抑制を図る。(土木部)

エ 地震による災害対策として、茨城県地域防災計画震災対策計画編<sup>5</sup>、茨城県耐震改修促進計画<sup>6</sup>等に基づき、防災組織と防災情報ネットワークの強化や地域防災拠点施設の整備、オープンスペースの確保、建築物やライフライン施設の耐震化など地震に強いまちづくりを推進する。(生活環境部、土木部)

オ 地域における災害に対する備えを強化し、災害時に的確な判断と安全な避難が可能となるように、ハザードマップ<sup>7</sup>の整備・普及を推進する。

- 
- |                    |  |
|--------------------|--|
| 1 茨城沿岸海岸保全基本計画     | : 国が定めた「海岸保全基本方針」に基づき、地域の意見を聴きながら、海岸の環境特性・利用に配慮して、茨城沿岸の将来的に望ましい、あるべき姿を示し、それを達成するための「防護」・「環境」・「利用」の整備方針について記載したものの。                                 |
| 2 砂防指定地            | : 土石流などによる土砂災害を未然に防ぐため、砂防えん堤などの工事をしたり、土地の形を変えたりするなどの行為を制限する区域。   |
| 3 急傾斜地崩壊危険区域       | : 傾斜度30度以上の急傾斜地のうち、崩壊のおそれがあるとして法律により知事が指定した区域  |
| 4 地すべり防止区域         | : 現に地すべりしているかまたは、おそれのきわめて大きい区域とこれに隣接する地域のうち、地すべり区域の地すべりを助長し、若しくは誘発し、又は助長し、若しくは誘発するおそれのきわめて大きいものであって、公共の利害に密接に関連を有するものを法律により主務大臣(国土交通・農林水産)が指定したものの |
| 5 茨城県地域防災計画震災対策計画編 | : 災害対策基本法第40条の規定に基づき、茨城県防災会議が策定する計画。県内の地震災害全般に関して総合的な指針及び対策計画を定めたもの。   |
| 6 茨城県耐震改修促進計画      | : 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づいて策定する計画であり、大規模地震による人的被害及び経済的被害の削減を目的として建築物の耐震化を促進するため、茨城県、市町村、県民、民間事業者等の役割と取組方針等を定めたもの。                                   |
| 7 ハザードマップ          | : 洪水、土砂災害、津波等の自然災害に対して、被害が予測される区域及び避難地・避難経路等が記載されている地図。  |

また、緊急時において、災害等に関する情報を迅速かつ的確に提供できるシステムを整備するとともに、避難対策の充実を図る。特に、中山間地域<sup>1</sup>においては、地震、台風などの災害時に集落の孤立化を防止するため、緊急時の通信手段や移送手段の確保・整備に努める。（生活環境部、土木部）

カ 県土の保全と安全性の確保に果たす森林機能の向上を図るため、保安林及び治山施設の整備等を図るとともに、身近な緑としての平地林・里山林については、森林湖沼環境税による保全・整備を推進する。（農林水産部）

キ 道路、公園、駐車場及び共同住宅について犯罪の防止に配慮した構造、設備等の普及に努め、犯罪の起こりにくい安全なまちづくりを推進する。（生活環境部）

## （２）環境の保全と美しい県土の形成

ア 地球温暖化対策を加速し、低炭素社会の構築を目指すとともに、良好な大気環境の保全、バイオマス等の新エネルギーの利活用の推進、公共交通機関の維持・利用促進や円滑な交通体系の構築、低炭素型物流体系の形成などに取り組み、環境負荷の小さな都市等の構造や経済社会システムの形成に向けて適切な土地利用を図る。

また、二酸化炭素の吸収源となる森林や都市等の緑の適切な保全・整備を図る。（企画部、生活環境部、農林水産部、土木部）

イ 循環型社会の形成に向け、廃棄物の３Ｒを一層進めるとともに、発生した廃棄物の適正な処理を行う広域的・総合的なシステムを形成するため、環境の保全に十分配慮しつつ、必要な用地の確保を図る。

また、廃棄物の不法投棄等の不適正処理の防止と適切かつ迅速な原状回復に努める。（生活環境部）

ウ 大気汚染、騒音等から生活環境を保全するため、緩衝緑地等の設置や住居系、商業系、工業系等の用途区分に応じた適正な土地利用への誘導を進める。（生活環境部、土木部）

エ 農用地や森林の適切な維持管理、雨水の地下浸透の促進、環境用水<sup>2</sup>の確保、都市部における下水処理水の効果的利用、農村部における農業集落排水施設の整備、水辺地等の保全による河川、湖沼及び沿岸域の自然浄化能力の維持・回復、地下水の適正な利用、水道の取水地点の再編等を通じ、水環境への負荷を低減し、健全な水循環系の構築を図る。

特に、霞ヶ浦をはじめとする閉鎖性水域<sup>3</sup>の流域においては、緑地の保全その他自然環境の保全のための土地利用制度の適切な運用のほか、水質保全に資するよう、生活

<sup>1</sup> 中山間地域：平野の外縁部から山間地域に至る地域を指し、農地は傾斜地が多い。

<sup>2</sup> 環境用水：身近な河川や水路等に水を流すことにより親水性を高めたり、水路等を浄化したり、また、動植物等の生息・生育環境及び歴史的文化遺産を保護・保全することなどを目的とした用水。

<sup>3</sup> 閉鎖性水域：地形などにより水の出入りが悪い内湾、内海、湖沼等の水域をいう。自然による自浄作用が緩慢なため人間による自然破壊が決定的な環境破壊につながりやすい。

排水，工場・事業場の排水による汚濁負荷及び市街地，農地等からの面源負荷<sup>1</sup>の削減対策などに努める。

また，土壤汚染の適切な調査や対策を推進し，土壤汚染の防止と汚染土壤による被害の防止に努める。（生活環境部，農林水産部，土木部）

オ 安全で消費者の信頼を確保できる農産物を生産し，本県農業の持続的な発展を図るため，農村の環境保全と環境にやさしい営農活動を一体的に行うエコ農業茨城を推進する。（農林水産部）

カ 高い価値を有する原生的な自然については，厳格な行為規制等により厳正な保全を図る。野生生物の生息・生育，自然風景，稀少性等の観点からみて優れている自然については，行為規制等により適正な保全を図る。二次的な自然については，適切な農林漁業活動や民間・NPO等による環境保全活動の促進，必要な施設の整備等を通じて自然環境の維持・形成を図る。自然が劣化・減少した地域については，自然の再生・創出により質的向上・量的確保を図る。この場合，いずれの地域においても，生物の多様性を確保する観点から，外来生物の侵入防止やエコロジカル・ネットワークの形成に配慮する。また，それぞれの自然の特性に応じて自然とのふれあいの場を確保する。

さらに，特定鳥獣による被害の防止や健全な地域個体群の維持を図るため，茨城県イノシシ保護管理計画（特定鳥獣保護管理計画）<sup>2</sup>等に基づき，科学的・計画的な保護管理を図る。（生活環境部，土木部）

キ 安全・環境・景観に配慮しつつ，海岸侵食対策や下流への土砂供給など山地から海岸までの一貫した総合的な土砂管理の取組の推進等を通じて，土砂の移動等により形成される美しい山河や白砂青松の海岸の保全・再生を図る。加えて，土砂採取にあたっては，環境・景観保全や社会経済活動などに配慮しつつ適切な管理を図る。（農林水産部，土木部）

ク 歴史的まちなみの保存，文化財の保護等を積極的に進めるとともに，茨城県景観形成条例による景観形成基本方針に基づいて，景観行政団体<sup>3</sup>は地域住民等と協働しながら景観計画を策定し，都市景観や農山漁村景観などの維持・形成を図る。（農林水産部，土木部，教育庁）

ケ 良好な環境を確保するため，事業の計画等の策定にあたっては，環境的側面等について配慮する。

また，事業の実施にあたっては，法令に基づき事前に環境影響評価を実施すること，

---

<sup>1</sup> 面源負荷 : 面的な広がりをもつ森林，市街地，農地などの流域から湖沼に流入する汚濁負荷と雨等に伴って大気中から直接湖面に降下してくる汚濁負荷を指す。

<sup>2</sup> 茨城県イノシシ保護管理計画 : 保護管理すべき鳥獣の種類としてイノシシを指定し，「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づく特定鳥獣保護管理計画を策定し，農林作物被害の軽減と人と野生鳥獣の共存に努めるものとしている。

<sup>3</sup> 景観行政団体 : 景観行政を担う主体。政令市，中核市，都道府県は自動的に景観行政団体となり，その他の市町村は，都道府県知事との協議・同意により景観行政団体になることが可能。茨城県内の市町村では水戸市，牛久市，つくば市，守谷市が景観行政団体となっている（平成 20 年 12 月現在）。



事業の特性を踏まえつつ公共事業等の位置・規模等の検討段階において環境的側面の検討を行うことなどにより，環境への適切な配慮を促し，土地利用の適正化を図る。  
（生活環境部）

コ 本県にある大学・研究機関との連携を強化し，技術開発等の成果を有効に活用して環境保全への取組を推進するとともに，研究シーズ<sup>1</sup>を県内企業の環境ビジネスに結びつける取組を促進する。（商工労働部）

---

<sup>1</sup> シーズ：企業や大学などの新技術を，将来大きく実を結ぶ種（シーズ）と捉えている言葉。

## 2 活力ある県土利用の促進

### (1) 広域交通ネットワークの活用

ア 北関東自動車道，首都圏中央連絡自動車道，東関東自動車道水戸線，常磐自動車道<sup>1</sup>，つくばエクスプレス，茨城港，鹿島港，茨城空港等の陸・海・空の広域交通ネットワークの整備効果を活かし，首都圏はもとより信越や東北地方なども視野に入れた新たな人の交流や物流体系の構築を図る。

また，県土 60 分構想<sup>2</sup>に基づき，広域的な幹線道路網の整備を推進し，都市・地域間の連携を強化する。（企画部，土木部）

イ 地域の特性や多様性を活かしつつ，土地区画整理事業が進むつくばエクスプレス沿線地域のまちづくり，ひたちなか地区における国際港湾公園都市づくりや地方拠点都市地域の整備等，地域整備に関する諸施策を環境・景観保全に配慮しつつ計画的に進める。（企画部，土木部）

### (2) 既存ストックの有効活用

ア つくば・東海・日立などの科学技術拠点や産業集積地間の交流・連携活動を一層強化し，J - P A R C をはじめとする最先端の科学技術の成果を最大限に活用し，新技術・新製品等の開発や新産業の創出を図る。（企画部，商工労働部）

イ 公共投資余力が減少する中で，高度経済成長期に建設された社会資本が本格的な更新時期を迎えることから，ライフサイクルコスト<sup>3</sup>を見極めながら，更新も含め適時適切な維持管理や有効活用に努めることにより，施設の長寿命化や更新費用の平準化を図る。（全部局庁）

### (3) 持続可能な地域形成

ア 県民をはじめ民間事業者，県及び市町村は，拡散型土地利用を抑制し，暮らしやすい集約型土地利用へ転換を図るといふ県土利用の基本目標を共有し，利便性，経済性，効率性，環境負荷の低減等の観点から各種施策，事業等の整合，連携を図って，コンパクトなまちづくり<sup>4</sup>を推進する。

また，地域特性に応じた持続可能な地域形成に向けて，地域の個性や多様性を活か

<sup>1</sup> 常磐自動車道：東京都練馬区を起点として宮城県仙台市に至る延長約 350km の高速道路。埼玉県川口市から福島県富岡町まで約 230km が供用している。北関東・東関東水戸線・圏央道の機能と相まって，首都圏や，北関東，東北地方などと連絡し広域交通ネットワークを形成する。現在，常磐富岡 IC（福島県富岡町）～亘理 IC（宮城県亘理町）間の整備が進められており（平成 26 年度に供用開始予定），亘理 IC から仙台東部道路等を経て東北自動車道に接続する予定である。

<sup>2</sup> 県土 60 分構想：県内の主要都市間を概ね 60 分で連絡することなどを基本目標とした道路網の整備構想。

<sup>3</sup> ライフサイクルコスト：建物や土木構造物（橋梁，舗装，トンネル等）などの企画，設計，竣工，運用，修繕，さらに耐用年数の経過により解体処分するまでを建物の生涯と定義して，その全期間に要する費用を意味する。初期建設費であるイニシャルコストと，エネルギー費，保全費，改修，更新費などのランニングコストにより構成される。

<sup>4</sup> コンパクトなまちづくり：日々の暮らしに必要な施設や機能が身近に整った，高齢者をはじめと多くの人が暮らしやすいまちづくりの考え方。

しつつ、公共交通を軸とした地域間ネットワークの形成などによって、拠点性を有する複数の都市や周辺の農山漁村相互の機能分担，交流・連携を促進し，地域の活性化と自立的な発展を図る。（企画部，土木部）

イ 活力及び魅力にあふれた地域づくりのため，農林水産物や歴史・文化資源，豊かな自然環境などの特色ある地域資源を活用した交流・二地域居住，広域観光圏の形成などにより，地域住民及び都市住民との交流促進等を図るとともに，地域コミュニティの担い手の確保，消費需要や雇用機会の創出等を図る。（企画部，生活環境部，商工労働部，農林水産部，土木部）

#### （４）県域を越えた交流・連携

ア 北関東・磐越地域においては，茨城空港や茨城港などをゲートウェイとして，県域を越えた連携による自然・史跡・レジャー・産業・科学技術の集積などの地域資源を活かした広域観光モデルルートの開発や物流体系の構築などの連携施策を推進する。（企画部，商工労働部）

イ つくば，東京，横浜，かずさ等に集積する高度技術を活用したバイオベンチャーの育成，つくば市，東海村，高崎市，和光市に存する量子ビーム施設<sup>1</sup>のネットワーク化による産業利用促進等，県域を越えた先端技術の広域的交流・連携等により，イノベーション<sup>2</sup>創出を推進する。（企画部，商工労働部）

ウ F I T地域<sup>3</sup>においては，豊かな地域資源や伝統文化を活かしながら，ブランドイメージの確立，交流・二地域居住，広域観光交流等の促進などを図り，地域全体が一体となって広域交流圏の形成に取り組んでいく。（企画部，商工労働部）

エ 県際地域においては，隣接県の市町村間で，災害時における相互応援，公共施設の相互利用など行政の相互連携の取組のほか，広域的な観光振興などを促進し，地域の活性化を図る。（企画部，商工労働部）

<sup>1</sup> 量子ビーム施設 : 光子，イオン，電子，中性子等のビームを用いて，高度の物質構造解析を可能とする施設であり，ライフサイエンス分野などの産業界の先端応用技術の開発を支える重要なツール。

<sup>2</sup> イノベーション : それまでのモノ，仕組みなどに対して，全く新しい技術や考え方を取り入れて新たな価値を生み出し，社会的に大きな変化を起こすこと。

<sup>3</sup> F I T地域 : 新F I T構想に基づき，福島，茨城，栃木の3県の県際地域のさらなる発展を目指した計画。首都東京に近接し，新しい時代にふさわしく，人々を引きつけてやまない地域づくりに向けたポテンシャルを豊富に有する3県の県際地域（那須岳・八溝山を中心とする地域）が，これまで培ってきた交流・連携を元に広域交流圏としてのさらなる発展を目指すもの。

### 3 県土の有効利用の促進

#### (1) 利用区分ごとの有効利用の促進

##### ア 農用地

農用地については、茨城農業改革大綱<sup>1</sup>に基づき、日本の食料を支え全国をリードする足腰の強い農業を実現するため、優良農地の確保と農業生産基盤の整備に努めるとともに、認定農業者など効率的かつ安定的な農業経営の担い手への農地の集積や、新規就農者の受入れ及び企業等の農業参入を推進するなど、農地の流動化のための措置を講じることとし、そのための農地情報の一元化とその活用を促進する。

また、農用地は地域の緑地空間でもあるという観点から、耕作放棄地などの適切な管理と活用を検討し、市民農園の整備やグリーンツーリズムによる都市農村交流の実施、放牧利用など多面的利用を促すために必要な措置を講じる。

特に中山間地域等においては、農業生産活動の維持を通じて、耕作放棄地の発生を防止し、多面的機能を確保する観点から、農業生産条件の不利を補正するための施策を実施する。(農林水産部)

##### イ 森林

森林については、木を植え、育て、伐採し、木材を有効利用するという「緑の循環システム」を構築するための取組を推進し、県産材や木質バイオマスの利活用によって、林業の持続的かつ健全な発展を図る。

また、県土の保全、二酸化炭素の吸収、水源涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成などの多面的機能が高度に発揮されるよう、適切な整備・保全を行う。

特に、美しい景観や癒しの場として価値の高い森林については、森林資源の特性に応じて、保健休養や観光、森林環境教育の場など総合的な活用を促進する。(農林水産部)

##### ウ 水面・河川・水路

水面・河川・水路については、治水及び利水に留意するとともに、生物の多様な生息・生育環境の保全に努め、そのために必要な水量・水質の確保等を図る。

また、うるおいとやすらぎのある水辺環境の整備や地域の景観と一体となり、水と人とのふれあいの場となる水辺空間の形成を図る。(農林水産部、土木部)

<sup>1</sup> 茨城農業改革大綱：茨城県農業・農村振興計画の見直し(平成22年)を確実に達成して、日本の食を支え、全国をリードする足腰の強い茨城農業を確立するための行動計画として策定したもの。

## エ 道路

道路については、良好な道路景観の形成と快適な道路環境に配慮しつつ、電気・通信施設、上下水道等の収容や道路緑化などを推進して、道路空間の有効利用に資する。

また、歩道については、段差の改善、幅員の確保、勾配の緩和等バリアフリー化を図る。（土木部）

## オ 住宅地

住宅地については、オープンスペースの確保や安全性の向上など居住環境の整備を推進するとともに、需要に応じた質の高い適正規模の宅地形成を促進する。加えて、既存ストックの有効活用やユニバーサルデザイン<sup>1</sup>の導入、桜の郷<sup>2</sup>等の高齢社会に対応したまちづくりを促進し、中心市街地におけるまちなか居住の促進や住宅の長寿命化、既存住宅の市場整備を通じて、持続的な利用を図る。（保健福祉部、土木部）

## カ 工業用地

工業用地については、グローバル化の進展等に伴う産業の高付加価値化や構造変化、工場の立地動向を踏まえ、高度情報通信インフラ、研究開発インフラ、産業・物流インフラ等の戦略的かつ総合的な整備を促進するとともに、質の高い低コストの工業用地の整備を計画的に進める。整備にあたっては、環境保全や公害防止に留意し、地域社会との調和に配慮する。

また、既存の工業団地の未分譲地等の利用促進を図る。（知事直轄、企画部）

## キ その他の宅地

事務所・店舗等をはじめとするその他の宅地については、周辺の自然環境や景観との調和を配慮しつつ、良好な市街地形成のために、市街地整備事業の活用により土地の有効利用を進める。（土木部）

## ク その他の有効利用の促進

公共・公益施設用地については、具体的需要や既存施設の利用状況、人口や経済動向など社会的条件などを考慮して、地域間の均衡に配慮しながら有効かつ高度な利用が図られるよう適正な整備を図る。施設整備にあたっては、ユニバーサルデザインの導入により利便性の向上を図るとともに、新たな耐震基準以前に建築された施設については、耐震構造への改修等により安全性の確保を図る。（全部局庁）

低未利用地のうち、耕作放棄地については、県土の有効利用並びに県土及び環境の保全の観点から、周辺土地利用との調整を図りつつ、農用地としての活用を積極的に促進するとともに、地域の実情に応じ、地域の活性化のための施設用地等への転換を

<sup>1</sup> ユニバーサルデザイン：年齢や性別、国籍、障害の有無等に関わらず、誰もが快適に利用しやすいよう、まち、もの、環境等を整備するという考え方。

<sup>2</sup> 桜の郷：高齢者をはじめとするすべての人々が、安心して、健康で生きがいを持って豊かな生活が送れるよう、福祉・医療・健康増進・生きがいづくり等の機能を備えた「ひとにやさしいまちづくり」のモデルとして実施。「安心・ふれあい・うるおい」をコンセプトに、医療・福祉施設や健康・生きがい施設の整備、緑豊かで心安らぐ、ユニバーサルデザインによる人にやさしい街並みづくり等を進めている。

図る。

また、農用地等から宅地へと転換された後に低未利用地となった土地については、新たな土地需要がある場合には県土の有効利用の観点から優先的に再利用を図る一方、状況に応じて自然の再生を図るなど、地域の実情を踏まえて計画的かつ適正な活用を促進する。（企画部，農林水産部，土木部）

市街化区域内の低未利用地については、市街地整備事業，地区計画等の都市計画制度の活用により，都市内の空地の宅地化や高度化等の促進を図り，合理的かつ計画的な利用に努める。

加えて，都市環境，防災面等に配慮しつつ，河川，道路等と建物等との一体的・立体的整備，市街地における地下空間の活用など複合的な土地利用を図る。（生活環境部，土木部）

空地，空き家等を有効利用するため，それらを登録し，利用者にあっせんするシステムの整備を推進する。（企画部，土木部）

遊休土地については，国土利用計画法による遊休土地制度<sup>1</sup>の適切な運用により，その有効利用を図る。（企画部）

沿岸域については，環境保全に配慮しつつ，国際物流拠点としての港湾，水産物の安定供給を図る漁港及びブルーツーリズム等の海洋性余暇活動の場としてなど，多面的かつ高度な利用を図る。（農林水産部，土木部）

## （２）土地利用転換の適正化

ア 土地利用の転換を図る場合には，その転換の不可逆性及び影響の大きさに十分留意した上で，人口及び産業の動向，周辺の土地利用の状況，社会資本の整備状況その他の自然的・社会的条件を勘案して適正に行うこととする。

また，転換途上であっても，これらの条件の変化を勘案して必要があるときは，速やかに計画の見直しなど適切な措置を講ずる。

さらに，農林業的土地利用を含む自然的土地利用が減少している一方，低未利用地が増加していることに鑑み，低未利用地の有効活用を通じて，自然的土地利用の転換を抑制することを基本とする。（企画部，農林水産部）

イ 農用地の利用転換を行う場合は，食料生産の確保，農業経営の安定及び地域農業や地域景観・自然環境等に及ぼす影響に留意し，非農業的土地利用との調整を図りつつ，無秩序な転換を防止し，優良農地が確保されるよう十分考慮する。（企画部，農林水産部）

<sup>1</sup> 遊休土地制度：国土利用計画法に基づく土地取引の許可又は届出を経て取得された後，2年以上経過した一定規模以上の低未利用地であって，その利用を促進する必要があると認められる場合に，都道府県知事はその土地の所有者等に対し遊休土地である旨の通知を行い，その土地の利用又は処分の計画の提出を求め，届出られた計画に対して必要な助言，勧告等を行い，所有者等の自発性を尊重しつつ，その土地の積極的な有効利用を図る制度。

ウ 森林の利用転換を行う場合には、森林の持つ公益的機能を十分考慮して、森林資源の維持造成と持続可能な林業経営に留意しながら、その周辺の土地利用との調整を図る。（企画部、農林水産部）

エ 大規模な土地利用の転換については、その影響が広範であるため、周辺地域も含めて事前に十分な調査を行い、県土の保全と安全性の確保、環境の保全等に配慮しつつ、都市計画法、茨城県県土利用の調整に関する基本要綱等に基づき、適正な土地利用を図る。

また、地域住民の意向等地域の実情を踏まえた適切な対応を図るとともに、市町村の基本構想などの地域づくりの総合的な計画、公共用施設の整備や公共サービスの供給計画等との整合を図る。（企画部、商工労働部、農林水産部、土木部）

オ 農山漁村の混住化の進行する地域等における土地利用の転換を行う場合には、土地利用の混在による弊害を防止するため、必要な土地利用のまとまりを確保することなどにより、農用地、宅地等相互の土地利用の調和を図る。

また、土地利用規制の観点からみて無秩序な施設立地等の課題が生じている地域においては、制度の的確な運用等の検討を通じ、地域の環境を保全しつつ地域の実情に応じた総合的かつ計画的な土地利用の実現を図る。（企画部、農林水産部、土木部）

カ 市街地の形成にあたっては、用途地域<sup>1</sup>等の地域地区制度<sup>2</sup>、地区計画制度<sup>3</sup>、建築協定制<sup>4</sup>等の活用並びに建築及び開発行為に対する規制・誘導策の運用により、適正な土地利用の転換に努める。（企画部、土木部）

---

<sup>1</sup> 用途地域 : 都市全体の土地利用の基本的枠組みを設定するもの。住居、商業、工業などを適正に配置して機能的な都市活動を確保するとともに、建築物の用途や容積率、建ぺい率、高さなどの形を規制・誘導し、秩序あるまちづくりに大きな役割を果たす。

<sup>2</sup> 地域地区制度 : 都市計画区域内の土地をどのような用途に利用すべきか、どの程度利用すべきかなどを都市計画において定め、土地の適正な利用と都市環境の保全を図るための制度。

<sup>3</sup> 地区計画制度 : 地区の課題や特徴を踏まえ、住民と市町村とが連携しながら、地区の目指すべき将来像を設定し、その実現に向けて都市計画に位置づけて「まちづくり」を進めていく手法。

<sup>4</sup> 建築協定制<sup>4</sup> : 地権者や所有者の合意の上でかわされる建築に関する協定で、建築における最低基準を定める建築基準法では満たすことのできない地域の要求に対応するもの。建築基準法で定められた基準に上乗せすることができる。

## 4 県土利用の総合的なマネジメントの推進

### (1) 国土利用計画法等の適切な運用

ア 国土利用計画法及びこれに関連する土地利用関係法の適切な運用によって、本計画に示す土地利用を図っていく。

また、本計画及び市町村の土地利用に関する計画を基本とした土地利用の計画的な調整を通じて、県土利用の総合的なマネジメントを行うことにより、適切な土地利用の確保と地価の安定を図る。

その際、土地利用の影響の広域性を踏まえ、関係行政機関相互間の適切な調整を図る。(企画部、生活環境部、農林水産部、土木部)

イ 人口減少・高齢社会が進展する中で、これまでの拡散型土地利用から、地域の特性に応じた集約型土地利用への転換を図るという県土利用の基本目標については、実現される都市像を県民にわかりやすく提示し、広く県民の合意形成を図る。(企画部)

ウ 県土の適切な利用を図り、本計画の実効性を高めるため、国土利用計画(市町村計画)の策定を促進し、個別規制法に基づく県域を対象とする各種県計画、市町村基本構想、市町村都市計画マスタープラン<sup>1</sup>ほか土地利用に関する計画に本計画の趣旨を反映させる。(企画部、生活環境部、農林水産部、土木部)

### (2) 市町村及び多様な主体との連携・協働

ア 本計画の実施にあたっては、地域における計画的な土地利用推進の担い手である市町村の理解を得て、市町村の土地利用に関する諸計画との連動を図るとともに、適切な役割分担のもと、県と市町村相互の担当部局間の緊密な連携により、本計画を推進する。(企画部、生活環境部、農林水産部、土木部)

イ 土地所有者以外の者が、それぞれの特長を活かして県土の管理に参加することにより、県土の管理水準の向上など直接的な効果だけでなく、地域への愛着のきっかけや、地域における交流促進、土地所有者の管理に対する関心の喚起など適切な県土の利用に資する効果が期待できる。このため、国や県、市町村による公的な役割、所有者等による適切な管理に加え、森林づくり活動、農地の保全管理活動への参加、地元農産物や地域材製品の購入、緑化活動に対する寄付など、所有者、地域住民、企業、行政、他地域の住民、NPOなど多様な主体が様々な方法により県土の適切な管理に参画していく取組を推進し、そのための仕組みづくりや自主的な活動を支援するなど環境の整備に努める。(全部局庁)

<sup>1</sup> 市町村都市計画マスタープラン：平成4年の都市計画法改正により交わされた「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のこと。市町村議会の議を経て定められた市町村の基本構想、国土利用計画(市町村計画)及び県の定めた「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即して市町村が定める。



### ( 3 ) 県土に関する調査の推進及び成果の普及促進

県土の科学的かつ総合的な把握を一層充実するため、国土調査<sup>1</sup>、土地基本調査<sup>2</sup>、自然環境保全基礎調査<sup>3</sup>等県土に関する基礎的な調査を推進するとともに、その総合的な利用を図る。

また、県土利用、土地取引、地価等県土に関する情報を一元管理しながら、土地利用の動向や本計画の進捗などについて分析し、県民の県土への理解を促すため、わかりやすく情報を提供する。(企画部、生活環境部、土木部)

### ( 4 ) 指標等の活用による本計画の総合的な点検

持続可能な県土管理に資するため、本計画の推進等にあたって各種指標の活用を図る。

また、今後の県土の利用をめぐる社会経済の変化を踏まえ、上記分析結果や各種指標を活用し、本計画期間の中間年に茨城県国土利用計画審議会等において、本計画の総合的な点検・評価を行い、施策に反映させる。(全部局庁)

---

<sup>1</sup> 国土調査 : 国土調査法、国土調査促進特別措置法等に基づき実施されており、地籍調査、土地分類調査及び水調査の三つの調査から構成される。

<sup>2</sup> 土地基本調査 : 国土交通省と各都道府県が5年置きに実施する調査で、法人土地基本調査、法人建物調査及び世帯に係る土地基本統計の三つの調査から構成される。

<sup>3</sup> 自然環境保全基礎調査 : 我が国における自然環境の現況及び改変状況を把握し、自然環境保全の施策を推進するための基礎資料を整備するために環境省がおおむね5年ごとに実施している調査。一般に「緑の国勢調査」と呼ばれ、陸域、陸水域、海域の各々の領域について国土全体の状況を調査している。

## (参考) 県土利用の質的向上等に関する参考指標

### (1) 安全で安心できる県土利用

指標名	現状値 (H17)	目標値 (H22)	目標値の考え方	担当部局庁
河川改修率	55.1%	56.7%	洪水被害から県民を守る県土づくりの推進状況を示す。近年の平均伸び率から目標値を設定。	土木部
間伐実施面積	1,281ha /年	2,110ha /年	二酸化炭素の吸収源である森林の整備状況を示す。間伐を必要とする森林について、H28 までに間伐終了を目指し、H22 の目標値を設定。	農林水産部
自主防災組織の組織率	55.1%	65.0%	地域の防災体制の状況を示す。全国平均を上回る水準を目指す。	生活環境部
住宅の耐震化率	74.3%	80.0%	地震に備えた住宅の状況を示す。過去の全国平均の伸びを上回る水準を目指す。	土木部

### (2) 環境の保全と美しい県土の形成

指標名	現状値 (H17)	目標値 (H22)	目標値の考え方	担当部局庁
温室効果ガス排出量 (1990 年比)	[H16 年] 3.2%	4.6%	地球温暖化防止への取組状況を示す。国内における実質削減分 4.4% を上回る水準を目指す。	生活環境部
エコファーマー認定者数	5,308 人	10,000 人	環境にやさしい農業の推進状況を示す。現状値の倍増を目指す。	農林水産部
平地林の保全管理面積	1,123ha 〔累計〕	1,420ha 〔累計〕	身近な自然の保全状況を示す。今後の整備計画面積から目標値を設定。	農林水産部
霞ヶ浦の水質(COD)	7.6mg/l	7.0mg/l	霞ヶ浦の水質浄化への取組状況を示す。長期ビジョン(H32 年度に 5mg/l 台前半の水質を目指す。)実現のための短期目標を設定。	生活環境部

### (3) 活力ある県土利用

指標名	現状値 (H17)	目標値 (H22)	目標値の考え方	担当部局庁
県内主要都市相互間の自動車による平均移動時間	[H18 年] 88 分	70 分	道路網の整備による移動時間の短縮状況を示す。県土 60 分構想の実現に向けて、現状の 2 割の時間短縮を目指す。	土木部
公共交通機関の旅客流動	174 百万人	182 百万人	公共交通機関の充実による成果を示す。減少傾向にある旅客流動を増加に転じるようにすることを目指す。	企画部
農業産出額	4,162 億円	4,300 億円	農業に対する施策の効果を総合的に示す。農業産出額全国第 2 位の奪還に向け、農業産出額のさらなる増加を目指す。	農林水産部
年間観光客数	44,260 千人	50,000 千人	交流施策の重要な部分である観光の成果を示す。調査開始以降初の観光客 5 千万人の達成を目指す。	商工労働部

### (4) 県土の有効利用

指標名	現状値 (H17)	目標値 (H22)	目標値の考え方	担当部局庁
DID人口比率	35.9%	36.2%	拡散型から集約型のまちづくりへの転換の成果を示す。DID 面積と DID 人口を維持することで、相対的に DID 人口比率の向上を図る。	企画部
DID人口密度	4,585 人 /k m <sup>2</sup>	4,585 人 /k m <sup>2</sup>	市街地における宅地の有効利用の状況を示す。DID 人口密度の低下傾向に歯止めをかけ、現状維持を目指す。	企画部
耕作放棄地の増加率	[H12-H17] 25%	[H17-H22] 10%	農用地の有効利用の状況を示す。H12 から H17 までの増加率の 1/2 以下に抑える。	農林水産部
担い手への農用地利用集積率	26.4%	40.0%	生産の高い経営体が農業生産の中心となる構造への改革の状況を示す。都府県の趨勢値を超える水準として、国の目標と同程度の増加を目指す。	農林水産部

第 5 章の「計画を実現するための措置」(関連施策)と適切な連携を図りながら県土利用の質的向上等を目指す参考指標の例示として、代表的なものを掲げる。本計画の総合的な点検・評価を行う際のの一つとして活用する。

